

第1 宮古市の現況

1 位置・面積・広域的位置づけ

本市は岩手県の沿岸部、三陸海岸のほぼ中央に位置し、西側は盛岡市、南側は花巻市、遠野市、山田町、北側は岩泉町にそれぞれ接しています。

総面積は 1,259.15 k m²で、岩手県の総面積の約 8%を占め、県内最大の面積を有しています。

国道 106 号及び J R 山田線により盛岡市と連絡し、東北自動車道、国道 4 号、J R 東北新幹線、東北本線により内陸各都市とつながり、また、国道 45 号や三陸沿岸道路により沿岸各都市と広域的な連携が形成されています。

また、平成 30 年 6 月には、岩手県初となるフェリーが本市と北海道室蘭市を結ぶ「宮蘭フェリー航路」として就航し、新たな物流・観光ネットワークの創出が期待されます。

今後は、産業・経済・文化の基盤である交通ネットワークの一層の強化を図り、都市間到達時間の短縮による物流機能の向上や交流人口の拡大、港湾機能の充実など、三陸沿岸地域の拠点都市としての発展が期待されます。

図 2-1 宮古市の位置及び広域的な位置づけ



2 沿革・地勢・気候

(1) 沿革

本市は、古来、自然の恵み豊かな地域として古代人がムラを形成してきました。地域内で発見された遺跡や遺物から、縄文時代には、すでに人間が生活を営んでいたことが明らかになっています。

中世の鎌倉時代には、源氏ゆかりの閉伊頼基が閉伊郡を拝領したと言われ、戦国時代まで山や川などの自然地形を利用した要塞である城館跡が50余り存在します。

近世、江戸時代は、盛岡藩となって代官所が置かれ、宮古湾周辺の豊富な海産物を宮古港から江戸へと送る交易により、領内屈指の繁華地として賑わいました。

明治維新後は、明治22年の「明治の大合併」、昭和16年の市制施行、昭和30年の「昭和の大合併」により、岩手県沿岸の中核都市へと発展しました。

平成17年6月6日に宮古市・田老町・新里村が合併、平成22年1月1日には川井村を編入という「平成の大合併」を経て現在に至っています。

表 2-1 市域の変遷

年号	市域の変遷
明治22年 (1889年)	市町村制の施行により、 ・宮古村が宮古町に、浦鍬ヶ崎村が鍬ヶ崎町となる。 ・旧制度による村が合併し、それぞれ、山口村・千徳村・磯鶏村・崎山村・津軽石村・重茂村・花輪村となる。 ・田老村・末前村・乙部村・摂待村が合併して田老村となる。 ・茂市村・臺目村・腹帯村が合併して茂市村に、刈屋村・和井内村が合併して刈屋村となる。 ・小国村・江繋村が合併して小国村に、川井村・古田村・片巣村・箱石村・鈴久名村・夏屋村・川内村が合併して川井村に、平津戸村・門馬村・田代村が合併して門馬村となる。
大正13年 (1924年)	宮古町と鍬ヶ崎町が合併して宮古町となる。
昭和16年 (1941年)	宮古町・山口村・千徳村・磯鶏村が合併して宮古市となる。
昭和19年 (1944年)	田老村が町制を施行し、田老町となる。
昭和30年 (1955年)	・花輪村・津軽石村・崎山村・重茂村が宮古市に編入される。 ・茂市村と刈屋村が合併して新里村となる。 ・川井村・門馬村・小国村が合併して川井村となる。
平成17年 (2005年)	宮古市・田老町・新里村が合併して宮古市となる。
平成22年 (2010年)	川井村が宮古市に編入される。

(2) 地勢

東は太平洋に面し、その海岸線には三陸復興国立公園の一角を構成するリアス海岸の壮大な景観が広がっています。

北、西、南の三方は、早池峰国立公園をはじめ、北上山地より連なる緑豊かな山々に囲まれ、美しい渓谷の中央を閉伊川が流れる恵まれた自然環境にあります。

一方で、平地が少なく、総面積の約 92%を森林が占めています。このため、海岸沿いや河川に沿った平地に人家が集積してまちが形成されています。



資料：地理院地図（電子国土 Web）

(3) 気候

東西に広がる地勢から気候は変化に富んでいます。東側の沿岸部は、海洋性の気候であり、夏季に冷涼なヤマセ（冷涼な北東風）の影響を受けやすいものの、冬季は積雪が少なく、県内陸部と比較して温暖で乾燥した気候となっています。

西側の内陸部は、北上山地の中心部にあり、標高が高いことから、夏季は冷涼な高原性気候となっており、冬季は積雪が多い特徴があります。

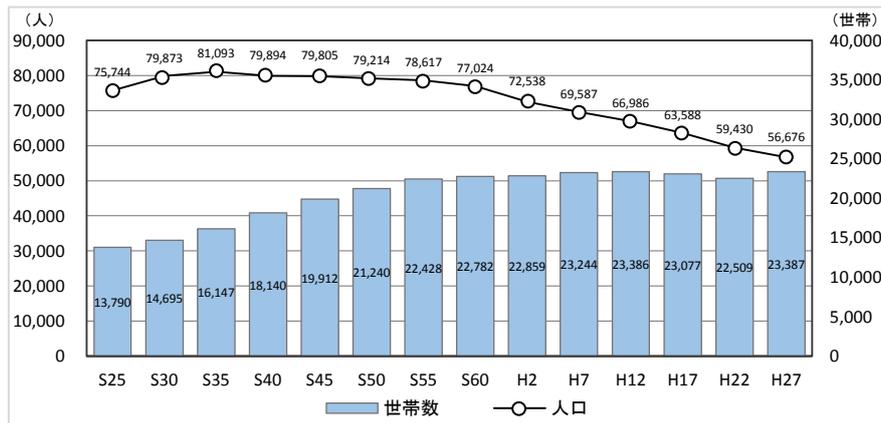
3 人口等の推移

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、昭和 35 年の 81,093 人をピークに減少を続けており、平成 27 年の国勢調査では 56,676 人とピーク時の約 7 割にまで落ち込んでいます。

世帯数は昭和 55 年までは増加傾向にありましたが、以降はほぼ横ばいに推移しています。

図 2-3 人口・世帯数の推移

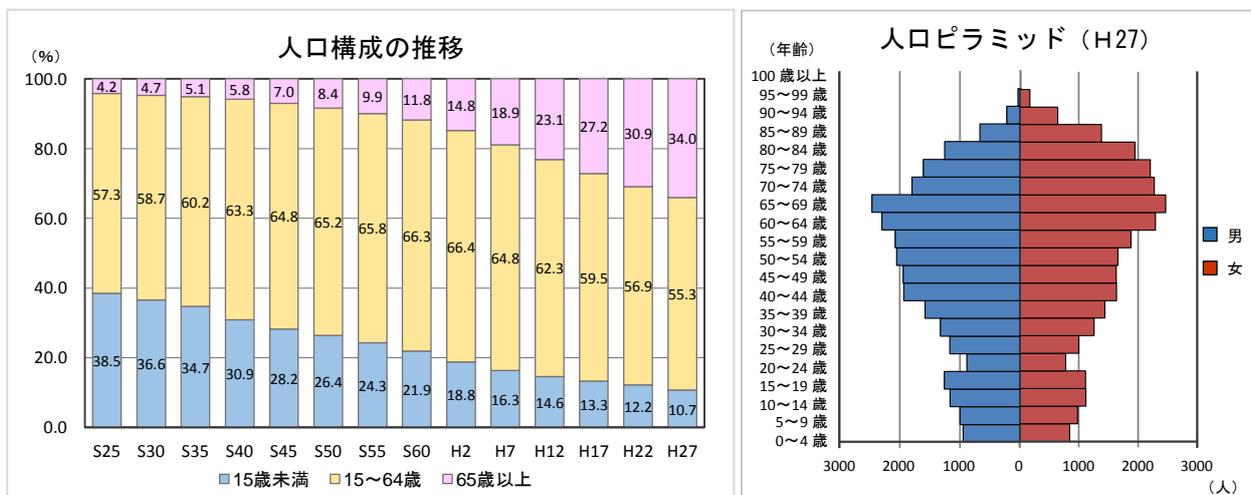


資料：国勢調査

(2) 人口構成

平成 27 年の国勢調査による 3 区分別人口は、15 歳未満が 10.7%、15～64 歳が 55.3%、65 歳以上が 34.0%となっています。15 歳未満の年少人口の割合が県平均 11.9%を下回る一方で、65 歳以上の高齢化率は県平均 30.4%を上回っており、少子高齢化が進行しています。

図 2-4 人口構成の推移と人口ピラミッド



資料：国勢調査

(3) 都市計画区域内における人口密度の分布

平成 27 年の国勢調査によると、宮古駅前から県道宮古岩泉線沿いの末広町、和見町、保久田、五月町、緑ヶ丘、西町 1～4 丁目、田の神 1・2 丁目、山口 3・4 丁目などや、西ヶ丘 4 丁目、太田 1・2 丁目、長根 3 丁目、板屋 1・2・4 丁目、神田沢町などに人口密度の高い地区が分布しています。

平成 17 年から平成 27 年の 10 年間に人口が 200 人以上増加したのは、近内 4 丁目及び実田 2 丁目、河南などとなっています。

一方、人口が 200 人以上減少したのは、横町、黒田町、新町、本町、大通 1・2 丁目、向町、新川町、南町などの中心市街地と、田老、鉾ヶ崎上町・仲町・下町、蛸の浜町、山根町、港町、愛宕 2 丁目、津軽石第 2 地割・第 5 地割などの沿岸区域となります。これらの沿岸区域は、東日本大震災の津波による被害を受けた区域と概ね一致します。

図 2-5 H27 人口密度分布図

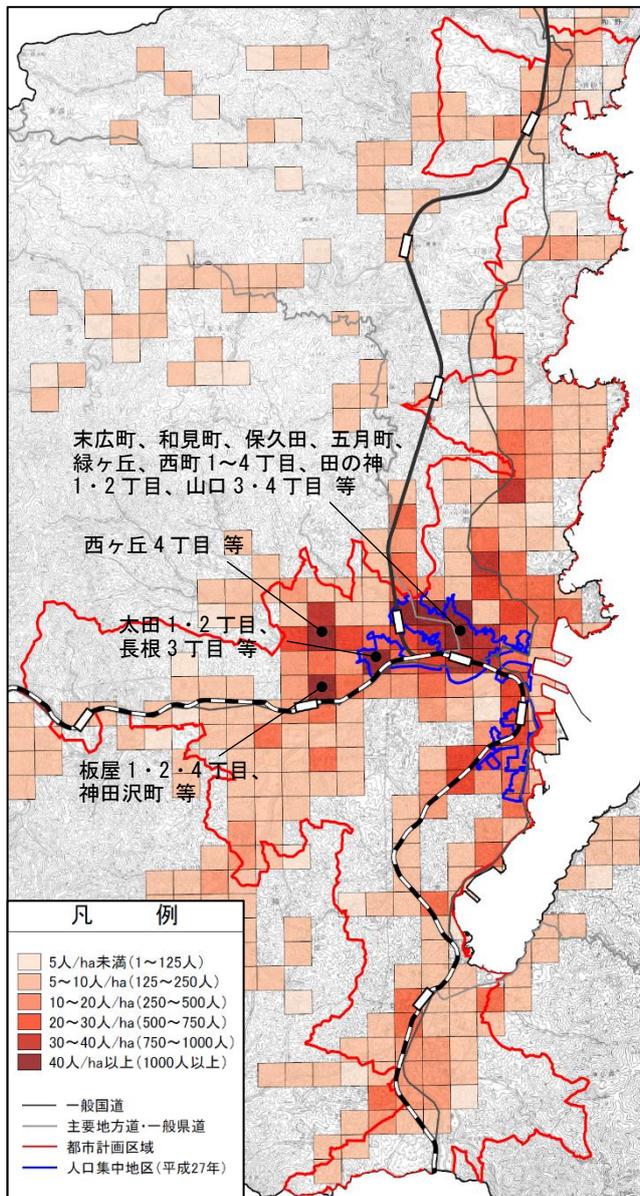
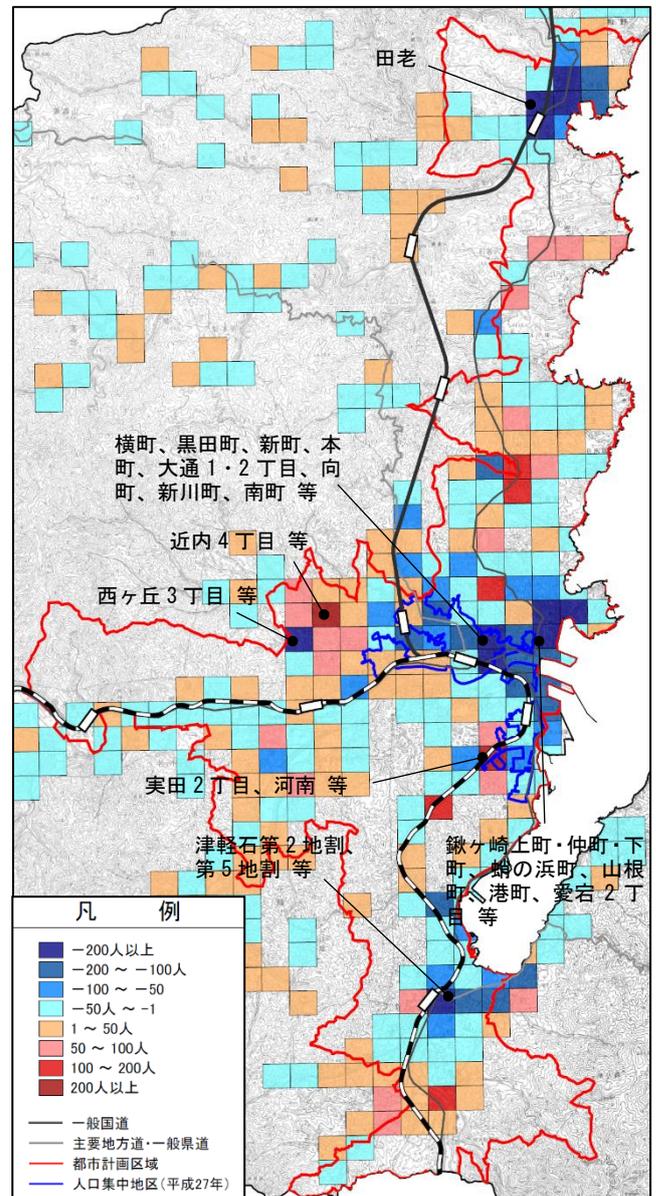


図 2-6 H17とH27の人口増減比較



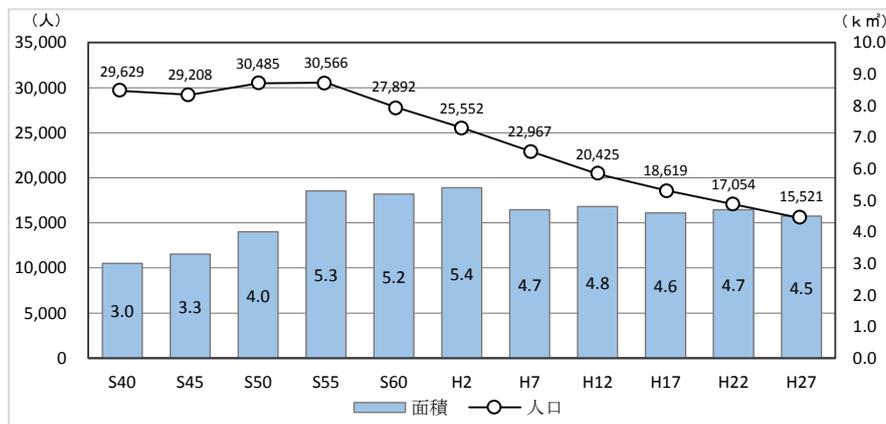
資料：国勢調査 500mメッシュ

(4) 人口集中地区※1

人口集中地区の人口は、昭和55年をピークに減少傾向が続いています。

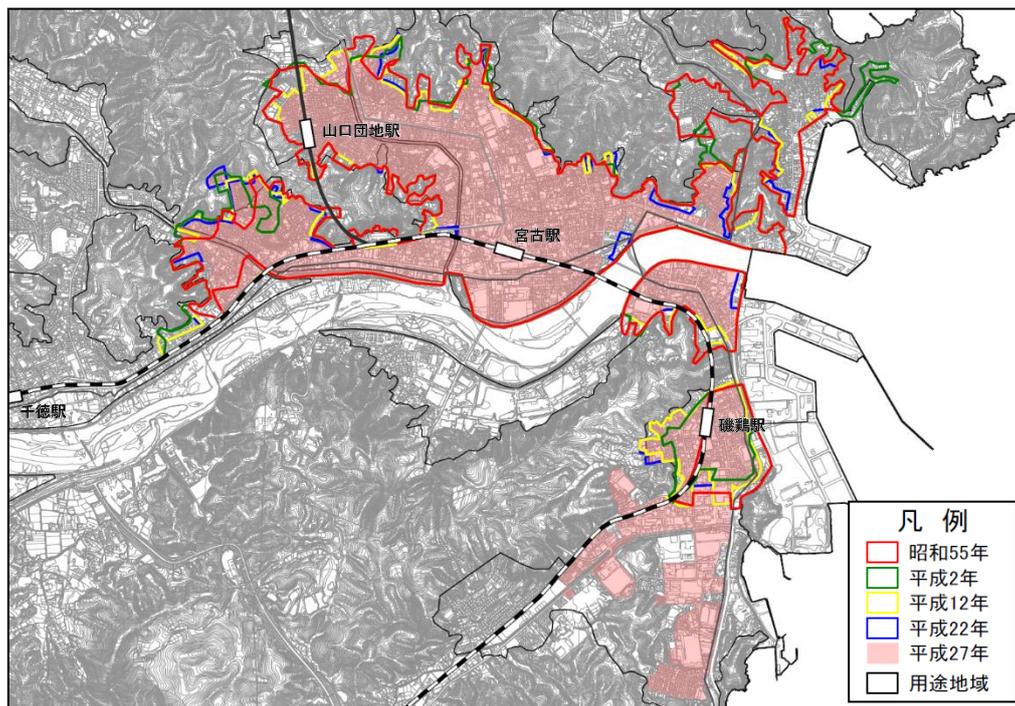
一方で、人口集中地区の面積は、平成2年をピークに平成7年以降は横ばいに推移しており、人口密度が低下した市街地が広がっています。

図 2-7 人口集中地区における人口と面積の推移



資料：国勢調査

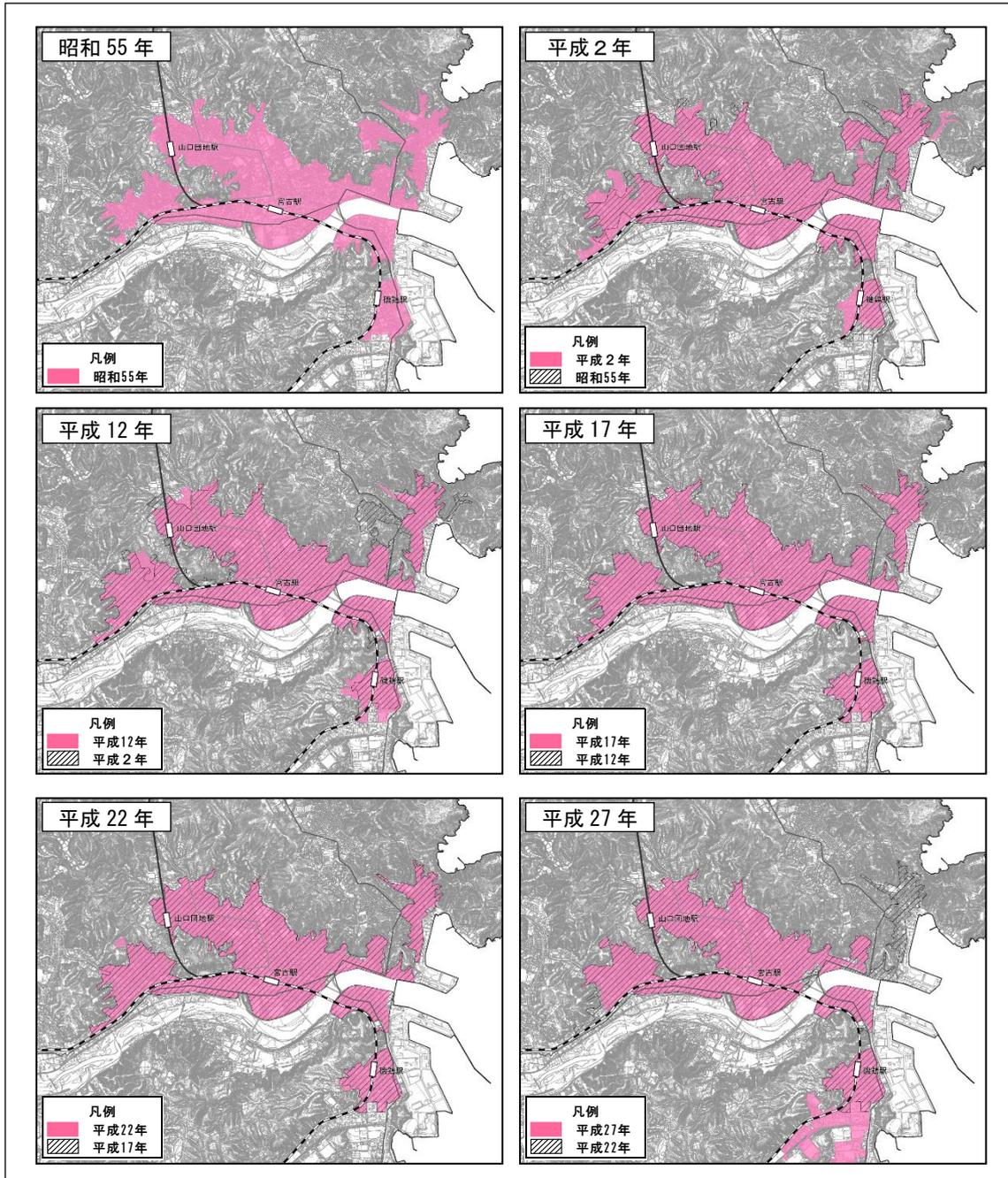
図 2-8 人口集中地区の変遷



資料：国勢調査

※1 人口集中地区：国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が4,000人/k²の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。DID (Densely Inhabited District) とも呼ばれる。

図 2-9 人口集中地区の推移



資料：国勢調査

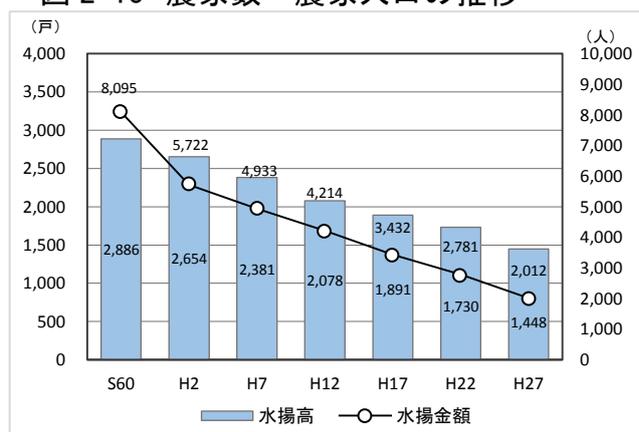
4 産業

(1) 農業

本市はそれぞれの地域の特性に合わせて、水稻・野菜・果樹・花き・畜産あるいは林業や漁業などを組み合わせた複合経営と多品目栽培が行われています。

平成 27 年までの農業の状況を見ると、農家数、農家人口ともに減少傾向にあります。

図 2-10 農家数・農家人口の推移



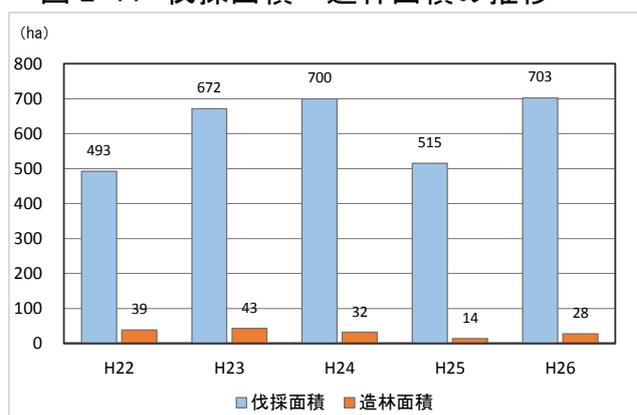
資料：農林業センサス

(2) 林業

本市の森林面積は約 11.5 万 ha と市の総土地面積の約 92% を占め、県内市町村で最も広い森林面積となっています。

近年は、木材価格の低迷により、森林所有者の投資意欲が低下し、伐採しても再造林が行われない山林が増加しています。

図 2-11 伐採面積・造林面積の推移



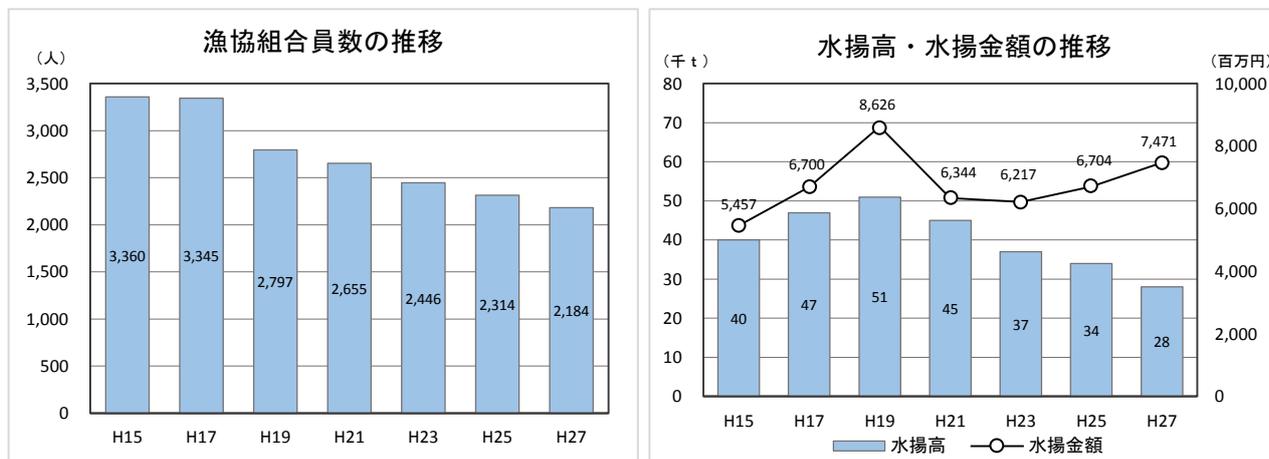
資料：伐採面積 農林課調べ

造林面積 平成 27 年版 岩手県林業の指標

(3) 水産業

宮古沖はサケ・サンマ・アワビ・ワカメ・コンブなどの海産物が多く水揚げされる好漁場となっていますが、国際的な漁業規制の強化や水産資源の減少により水揚高の低下、漁業就業者の減少及び高齢化が進行しています。

図 2-12 漁協組合員数、水揚高・水揚金額の推移



資料：水産統計

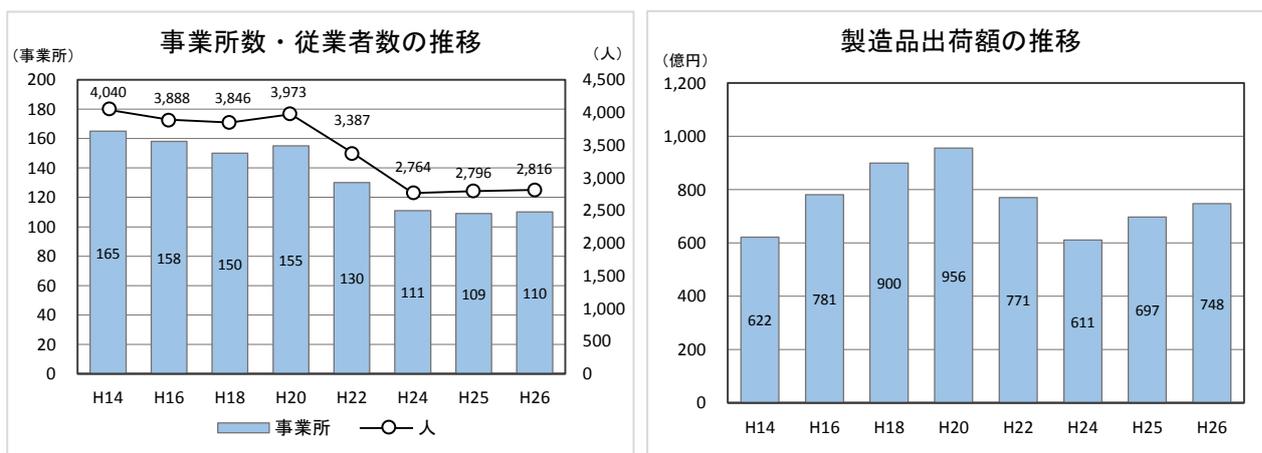
(4) 工業

本市の工業は、金型・コネクタ産業、木材・木製品製造業、食料品製造業などが中心となっています。

平成 26 年時点で 110 事業所、従業者数 2,816 人となっています。製造品出荷額は全体で 748 億円となっています。

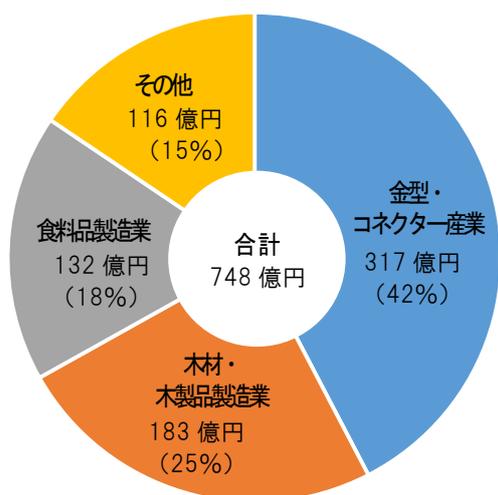
製造品出荷額、事業所数、従業者数は、平成 20 年以降、減少傾向にありました。平成 24 年から、製品出荷額は増加していますが、事業所数及び従業者数は、横ばいで推移しています。

図 2-13 従業者数・事業所数、製造品出荷額の推移



資料：工業統計

図 2-14 製造品出荷額の割合(平成 26 年)



資料：工業統計

(5) 商業

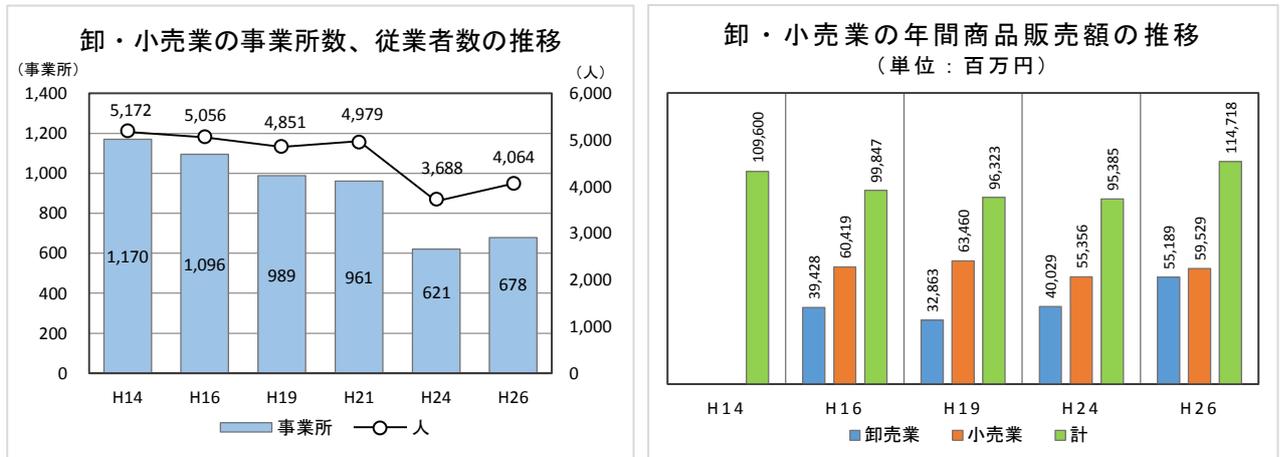
本市の商業は、主に中心市街地の商業地と郊外型の大規模小売店舗によって構成されています。

平成26年時点で678事業所、従業者数4,064人、年間商品販売額1,147億円となっています。

事業所数、従業者数、年間商品販売額は、年々減少傾向にありましたが、平成26年には増加しています。

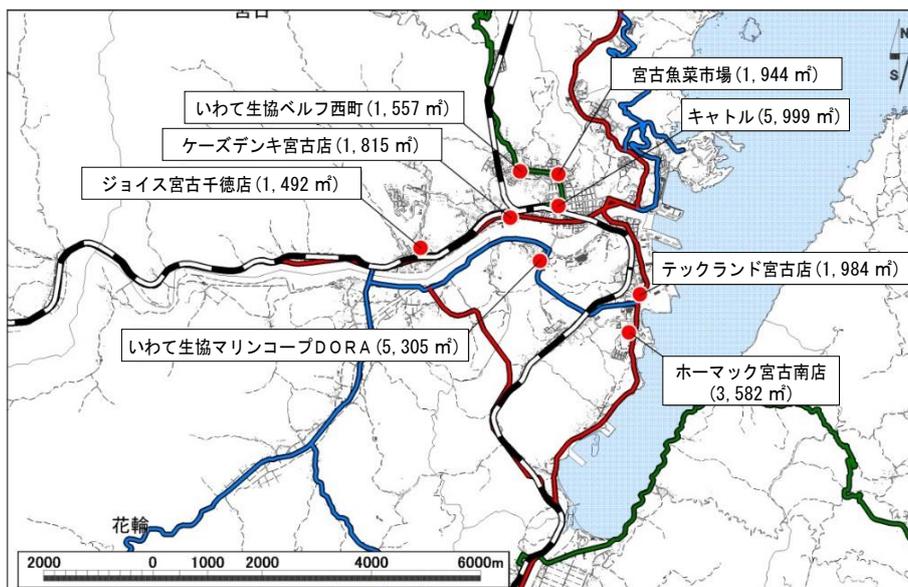
また、店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店舗は、市の小売店舗面積の約45%を占めており、すべて宮古地区に立地しています。

図2-15 卸・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移



資料：宮古市商業振興ビジョン（平成28年3月）、宮古市の統計

図2-16 大規模小売店舗位置図



資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成29年3月）

(6) 観光

本市の観光客入込数は、平成4年度の275万人を最高に、以降は年々減少傾向にあります。

特に、平成23年度は、震災の影響により大幅に減少しましたが、現在は震災前のレベルまで回復しています。

「三陸復興国立公園」は、青森県南部から宮城県北部までの海岸部陸域を範囲とする区域28,537haが指定されています。

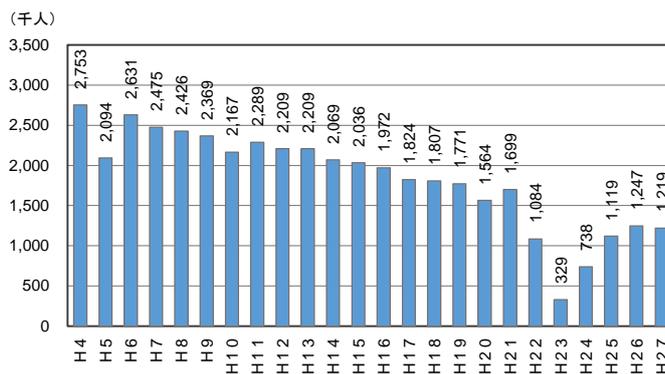
宮古の代表的な景勝地である浄土ヶ浜は、その中央に位置します。

また、「みちのく潮風トレイル」は、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイルとして、新たな魅力を発信しています。

日本ジオパーク委員会から認定された「三陸ジオパーク」は、美しく壮大な景観や大地の歴史に触れ合うため、多くの観光客が訪れています。

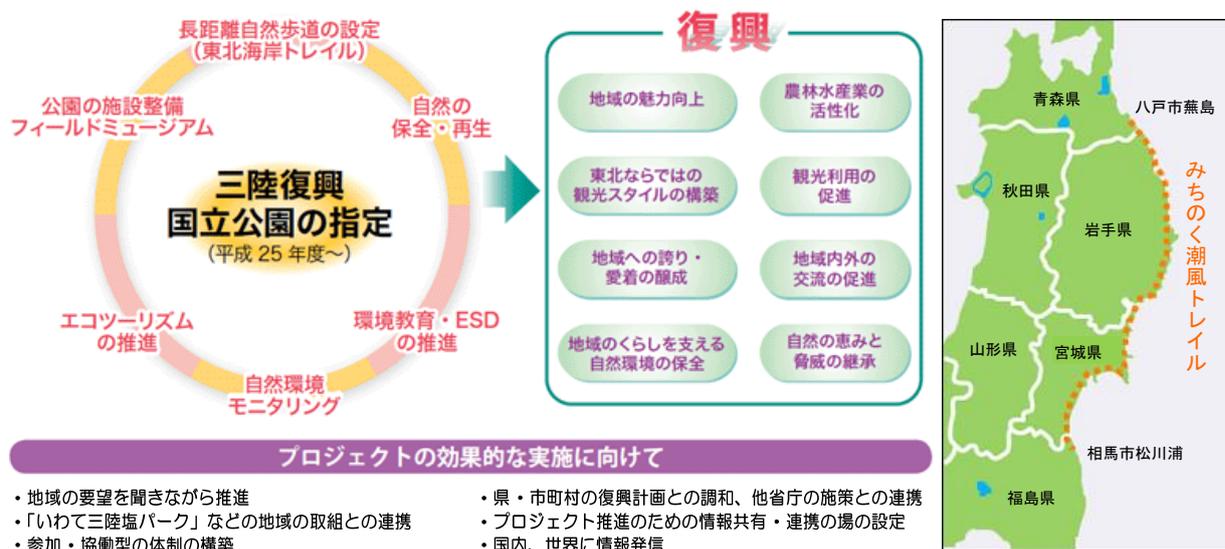
国立公園に指定されている「早池峰山」は、その山麓には宿泊施設やキャンプ場が整備されており、登山や溪流釣りなどに利用されています。

図 2-17 年度別観光客入込数の推移



資料：宮古市観光振興ビジョン
平成28年版岩手県観光統計概要

図 2-18 三陸復興国立公園関連プロジェクト・みちのく潮風トレイル



資料：環境省ホームページ

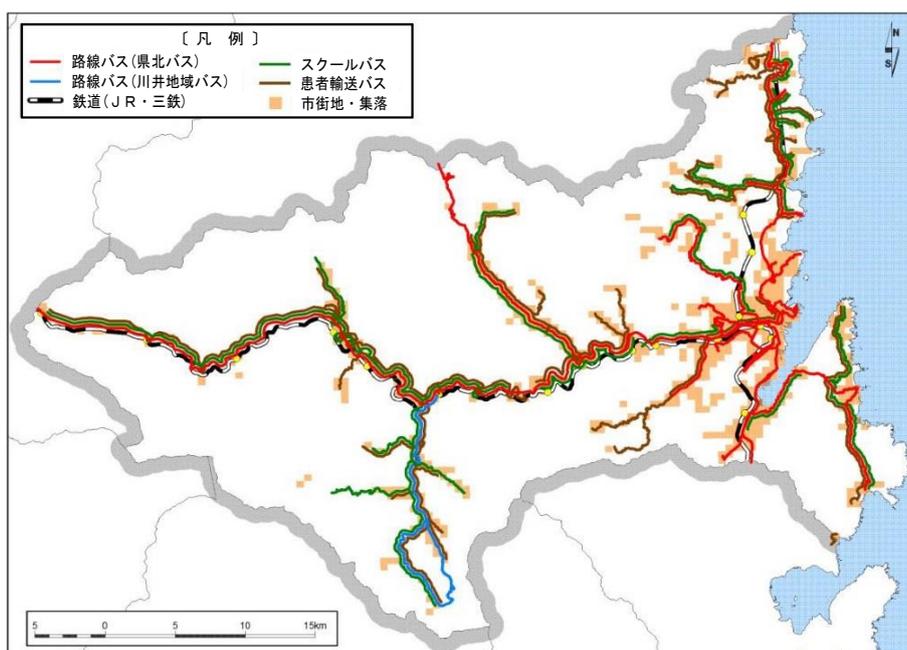
5 公共交通

本市の公共交通は、JR山田線、三陸鉄道北リアス線及び路線バスによって構成されています。その他に、スクールバスや患者輸送バスなどにより公共交通が補完されています。

鉄道と路線バスによる公共交通カバー圏人口は、平成25年10月時点で40,133人、カバー圏人口の割合は約70%となっています。

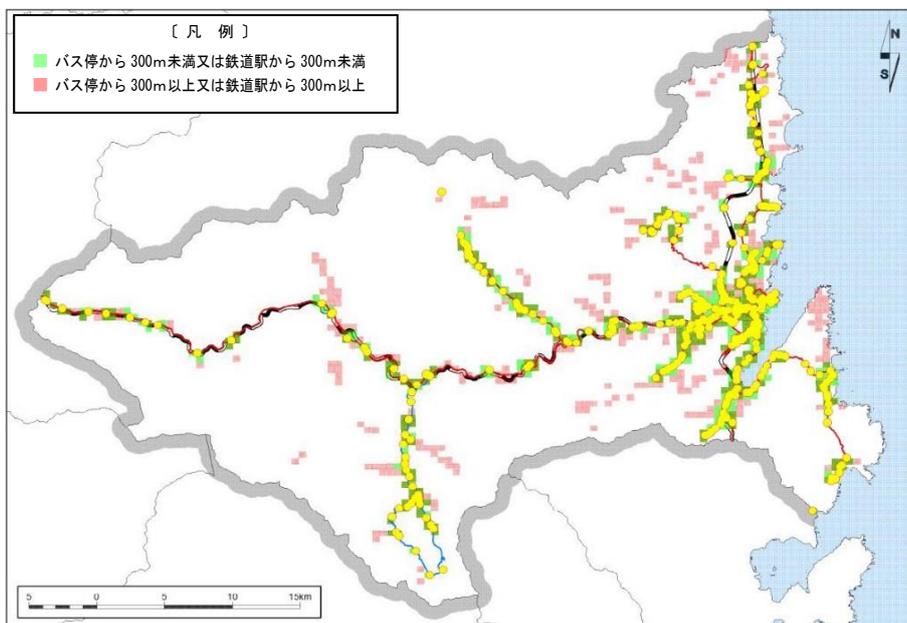
残りの約30%は、鉄道や路線バスが利用しにくい地域に住んでおり、自動車などの交通手段を持たない人は、日常の移動に制約がかかる状況にあります。

図2-19 鉄道・バス路線図



資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成29年3月）

図2-20 鉄道と路線バスによる公共交通カバー圏に含まれる地域



資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成29年3月）

(1) 鉄道

鉄道は、ＪＲ山田線と三陸鉄道北リアス線があり、本市と近隣市町村をつなぐ根幹的な交通を担っています。

ＪＲ山田線は、宮古～盛岡間で１日４往復運行されています。宮古～釜石間は、東日本大震災により被災したことから、路線バスによる振替輸送が行われており、１日１１往復運行されています。現在、復旧整備が進められていますが、平成３１年３月に株式会社三陸鉄道へ経営が移管される予定です。

三陸鉄道北リアス線は、宮古～久慈間で、１日１１往復運行されています。

(※運行本数は、平成３０年４月現在)

(2) バス

① 都市間バス

県北バスによる宮古～盛岡間の１０６急行バスが１日１８往復運行されており、新里地区、川井地区と市の中心部をつなぐ生活交通としての役割も担っています。

また、宮古～東京・横浜間のＢＥＡＭ-１は、１日１往復運行されています。

茂市～岩泉間は、鉄道廃止に伴う代替交通として、東日本交通により、１日４往復運行されています。

② 市内路線バス

市内の路線バスは、県北バスにより、３４系統で運行されています。震災後、仮設住宅団地や新たに整備された団地に対応した系統も運行されています。

川井地域では、川井地域バスが５系統で運行され、小国地区からＪＲ山田線や国道１０６号の幹線交通へ接続する役割を担っています。

(※運行本数及び運行路線系統は、平成３０年４月現在)

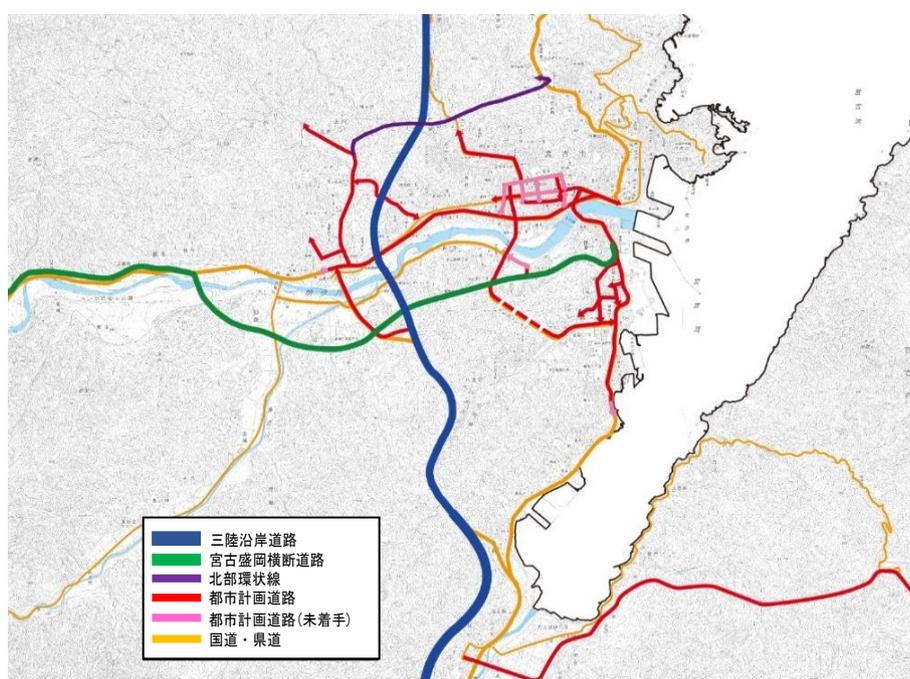
6 道路

市内の都市計画道路は、24 路線、総延長 46.45 km が都市計画決定されています。このうち整備済延長が約 22.73km で整備率は 48.9% となっており、整備中を含めると延長約 43.09km、92.8% となっています。（平成 30 年 3 月末現在）

宮古盛岡横断道路宮古線、津軽石音部線は整備が進められていますが、宮古駅前線、本町高浜線、宮古港線、向町中通り線、築地千徳線、宮古山口線、八幡沖保久田線、本町八幡前線、小山田インター線の一部は未着手となっています。

また、都市計画道路以外では、平成 23 年より市内を南北に縦貫する三陸沿岸道路の整備が進められており、一部区間で供用が始まっています。

図 2-21 道路ネットワーク



資料：国土交通省東北地方整備局道路部ホームページ、市作成資料

7 土地利用規制

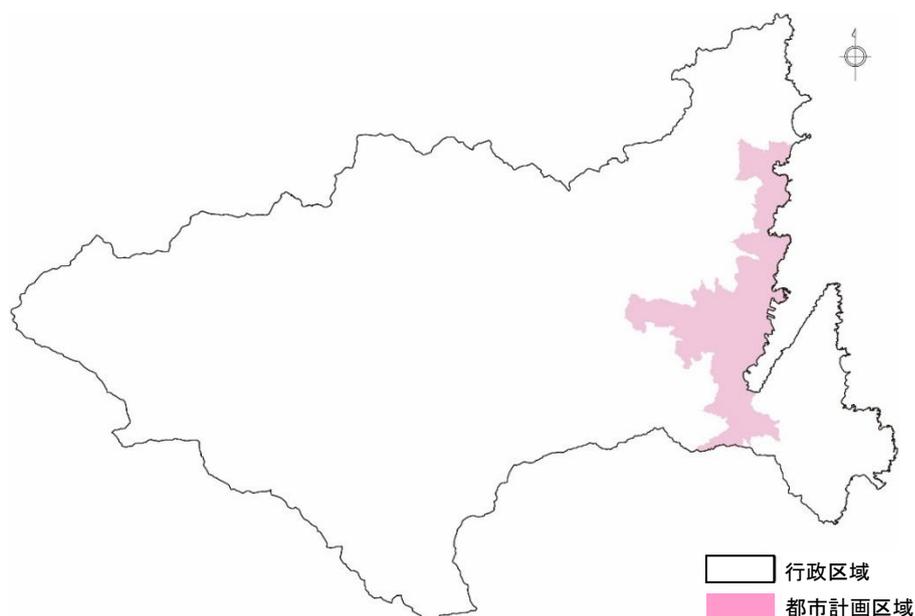
(1) 都市計画区域の変遷

本市の都市計画区域は、平成 25 年に田老地域の一部を編入し、現在 8,797ha となっています。これは、行政区域の約 7%にあたります。

表 2-2 都市計画区域の変遷(平成 30 年 3 月現在)

昭和 14 年 3 月 31 日	旧宮古町、旧山口村、旧磯鶏村、旧千徳村の行政区域を都市計画区域に指定	12,736ha
昭和 44 年 5 月 26 日	新都市計画法の制定により都市計画区域を変更	7,952ha
昭和 57 年 7 月 16 日	都市計画区域から赤前国有林を除外	7,542ha
平成 25 年 3 月 15 日	田老地区を都市計画区域に編入	8,797ha

図 2-22 都市計画区域(平成 30 年 3 月現在)



資料：都市計画課

(2) 用途地域の指定状況

本市では、都市計画区域の約 11%にあたる 983ha に用途地域が指定されており、内訳は住居系 632.8ha、商業系 81.0ha、工業系 269.0ha となっています。

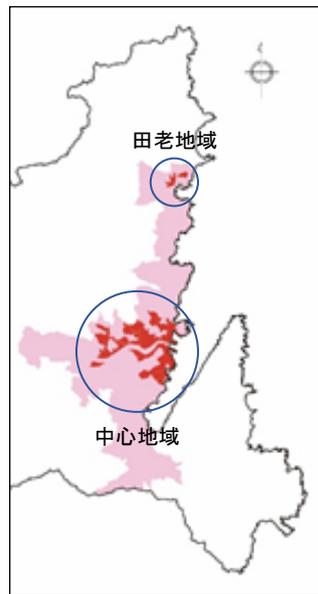
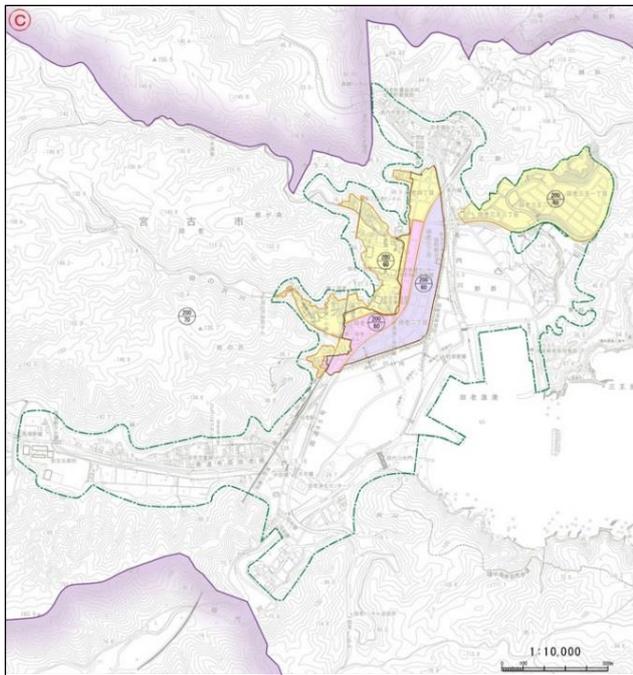
表 2-3 用途地域の指定状況

区分	単位：ha、%										計
	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域	工業専用 地域	
面積	151	3.4	167	24	278	9.4	33	48	148	121	983
割合	15.4	0.3	17.0	2.4	28.3	0.9	3.4	4.9	15.1	12.3	100.0

資料：都市計画課

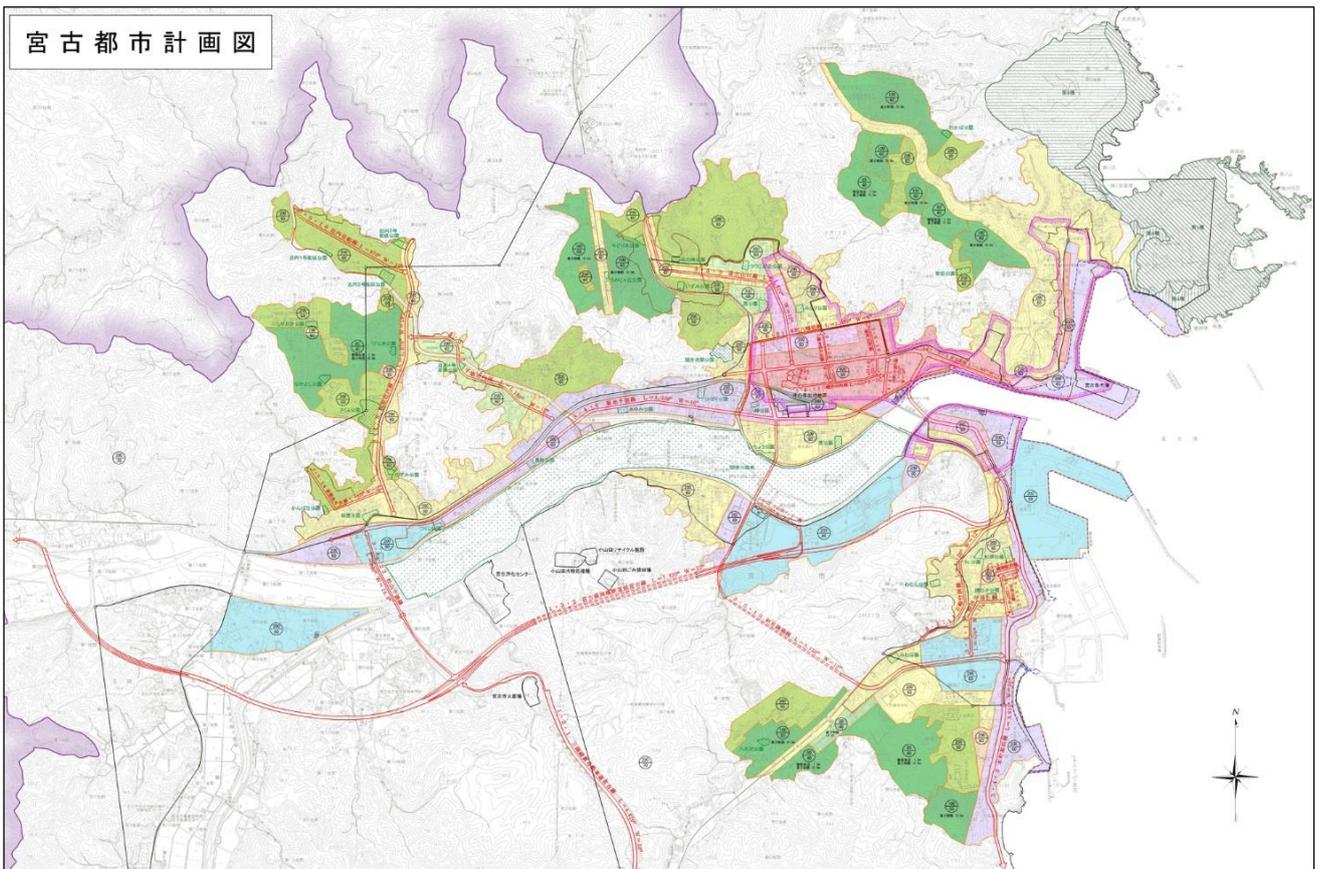
図 2-23 用途地域図

■田老地域



凡 例				
用途地域	容積率 (%)	高さ (m)	建ぺい率 (%)	用途制限
第一種低層住居専用地域	80	40	1.0	10.0
第二種低層住居専用地域	100	60	-	10.0
第一種中高層住居専用地域	80	40	-	10.0
第二種中高層住居専用地域	200	60	-	-
第一種住居地域	200	60	-	-
第二種住居地域	200	60	-	-
近隣商業地域	200	80	-	-
商業地域	400	80	-	-
準工業地域	200	60	-	-
工業専用地域	200	60	-	-
準防火地域	-	-	-	-
第一種 8m 20% 3m 1.5m	-	-	-	都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 容積率 200% 建ぺい率 70%
第二種 12m 30% 2m 1m	-	-	-	
第三種 15m 40% 2m 1m	-	-	-	
臨港地区	-	-	-	
都市計画道路	-	-	-	
公園・緑地	-	-	-	
下水道ポンプ場	-	-	-	
一団地の建設防災拠点市域機能施設	-	-	-	
その他の都市施設	-	-	-	
土地区画整理事業区域	-	-	-	
宅地造成工事規制区域	-	-	-	
重根不燃区域	-	-	-	

■中心地域



資料：都市計画課

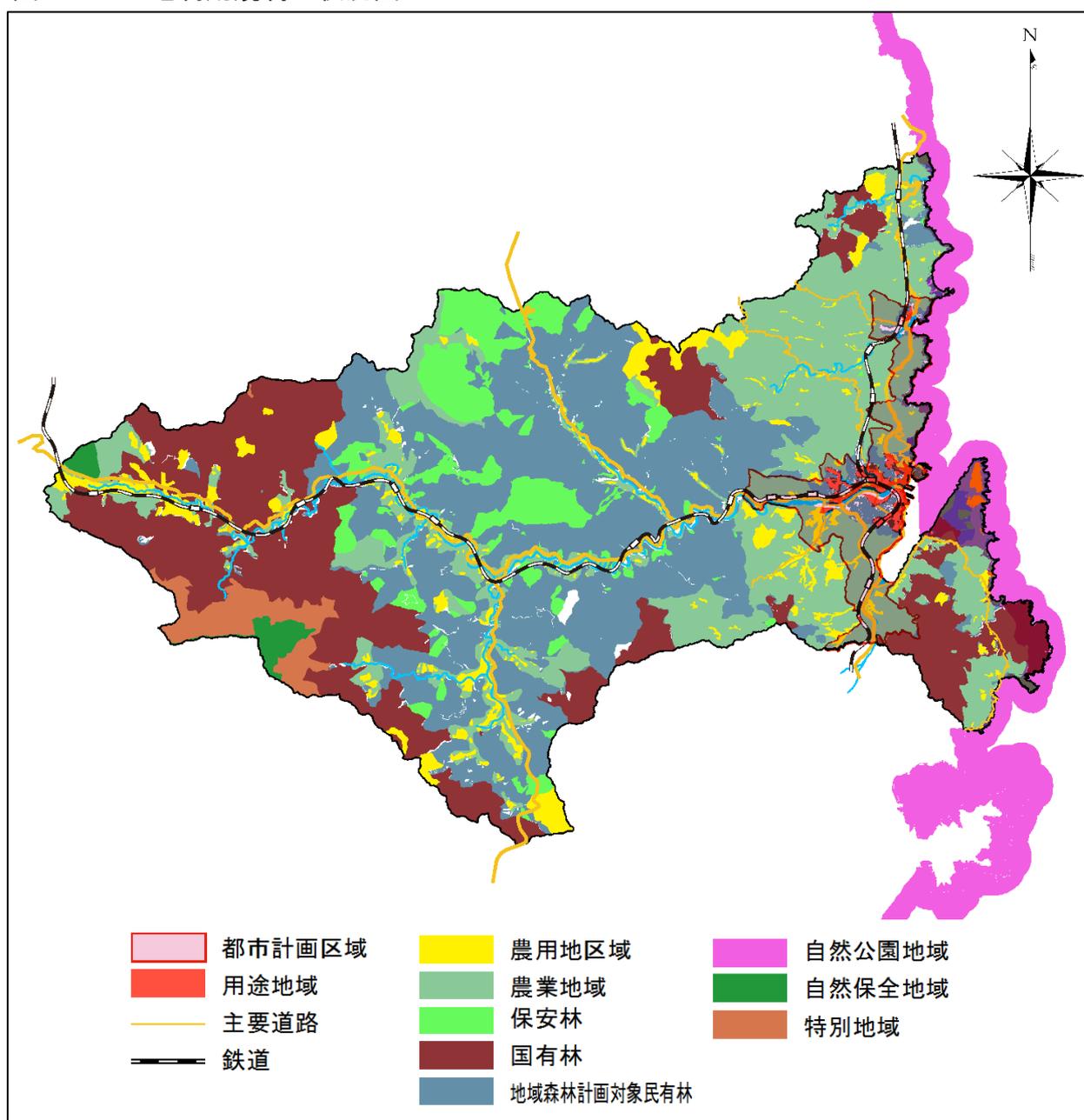
(3) その他の法規制の状況

農業振興地域は主に沿岸部や河川沿いに広く指定されており、このうち 9,528.3ha は農用地区域に指定されています。

自然公園地域は、2 区域 16,695 ha、自然環境保全地域は、3 区域 2,083ha、環境緑地保全地域が1 区域 24ha において、それぞれ指定されています。また、保安林は約 18,950ha 指定されています。

このほか、津波による浸水で建物の被害が予想される 39 区域 576.1ha を災害危険区域に指定し、住宅系の建物の建築を制限しています。

図 2-24 土地利用規制の状況図



資料：都市計画課

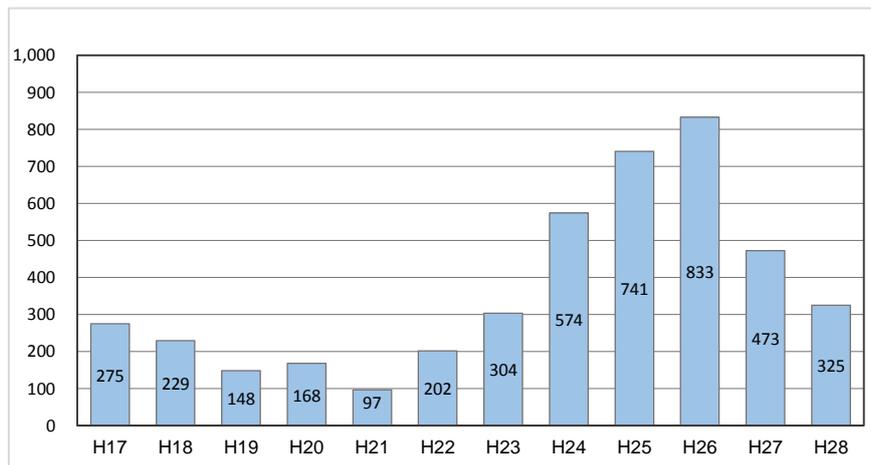
8 開発の動向

(1) 新設住宅着工の動向

新設住宅着工戸数は、平成21年度までは減少の傾向にありましたが、特に平成23年度以降は震災からの復興に伴う住まいの再建が進み、急激に増加しました。

平成27年度以降は、新設住宅着工戸数は一段落し、減少の傾向にあります。

図 2-25 年度別新設住宅着工戸数の推移



資料：建築動態統計調査

9 公共公益施設等の配置状況

(1) 公共公益施設

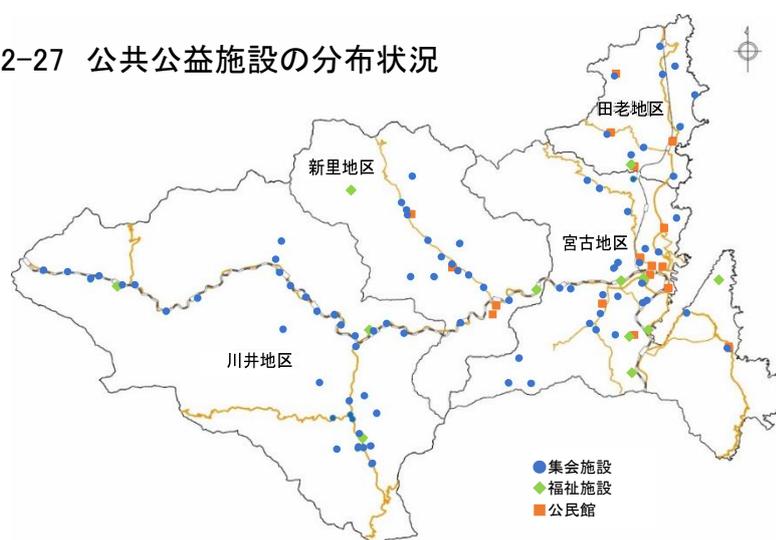
① 公共公益施設の配置と延床面積

公共公益施設については、旧市町村単位の各地区に市役所及び総合事務所のほか、市民文化会館、生涯学習センター、公民館、保健センター、福祉センターなどが設置されており、合併により多くの公共公益施設を抱えています。

市民1人当たりの公共施設の床面積は、約8.1㎡/人であり、全国平均（約3.4㎡/人）、人口6万人規模の自治体平均（約4.4㎡/人）と比較しても、多くの資産を有しています。

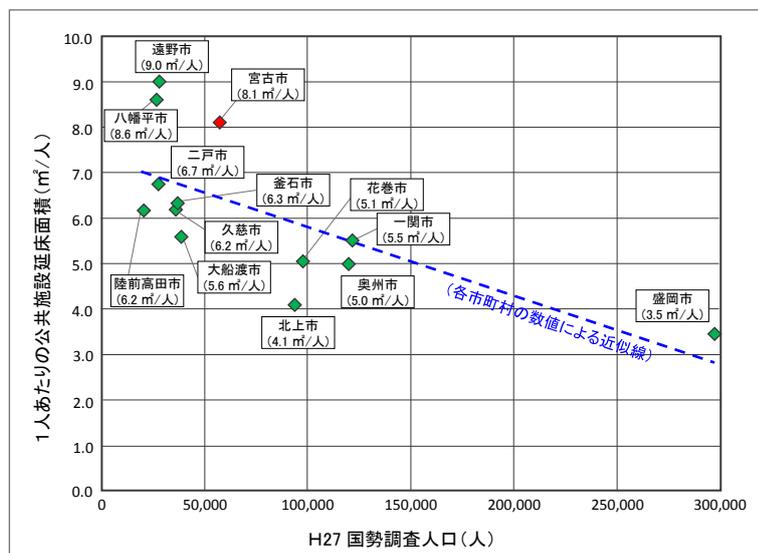
市町村合併前に整備された多くの公共施設をそのまま継承し、それぞれの地域で住民サービスに活用しているため、地区間で機能の重複やサービス水準の差が生じています。

図 2-27 公共公益施設の分布状況



資料：宮古市公共施設再配置計画（基本計画）（平成27年3月）

図 2-28 岩手県内の人口1人当たりの公共施設延床面積の分布



資料：宮古市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

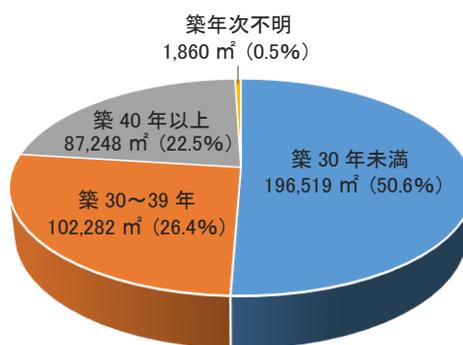
② 公共施設の年度別設置状況

建築後30年以上経過し、老朽化が進んでいると考えられる建築物は、全体の49.4%を占め、今後急増します。

1981（S56）年以前の建築物（158,994㎡）は延床面積ベースで41.0%を占めています。建築基準法の旧耐震基準を適用して整備されたため、十分な耐震安全性が確保されていない可能性があります。

老朽化対策や耐震基準対策等でのコスト負担がますます増える状況にあることから、既存ストックを有効活用しながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することにより、財政負担軽減を図っていく必要があります。

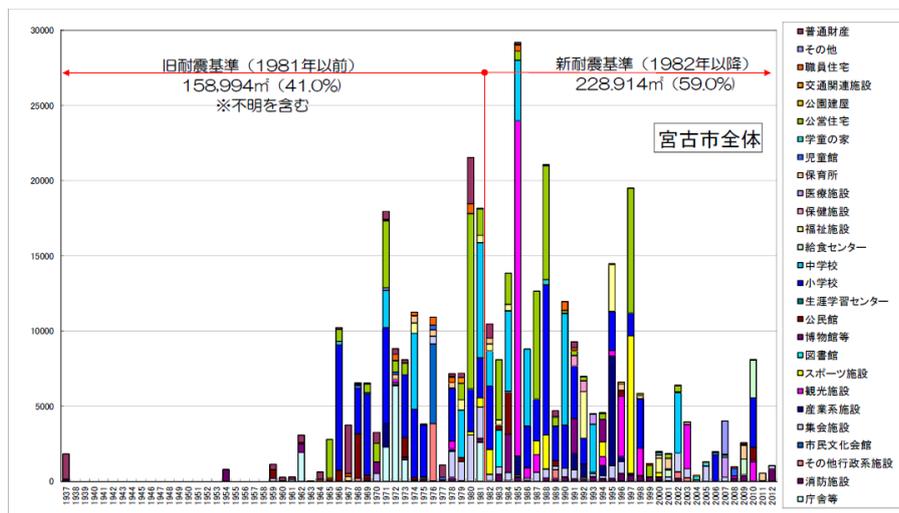
図 2-29 公共建築物の老朽化の進行状況（延床面積ベース）



※基準年として1984年築を築30年、1974年築を築40年とした

資料：宮古市公共施設白書（平成26年3月）

図 2-30 公共建築物の年度別設置状況（延床面積ベース）

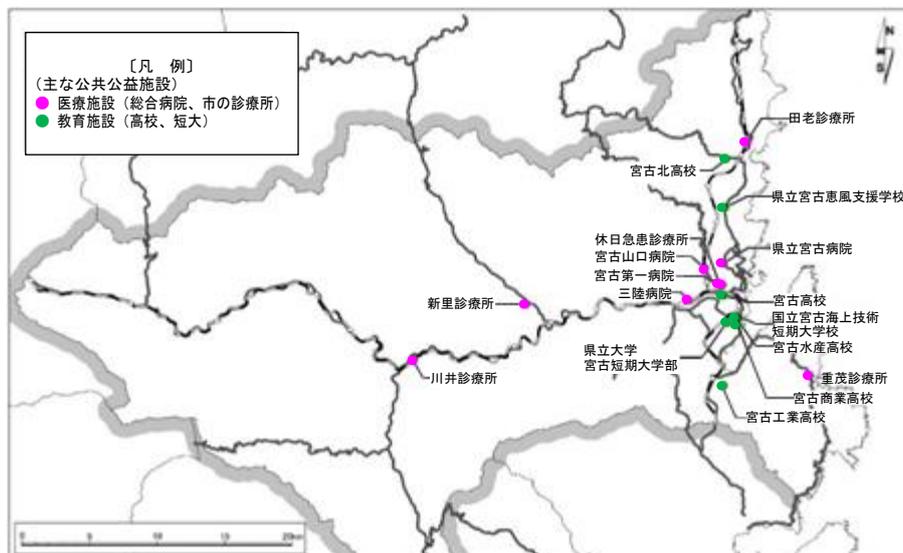


資料：宮古市公共施設白書（平成26年3月）

(2) 医療及び教育施設

本市の主な医療施設（総合病院、市の診療所）と教育施設（高校、短大）の立地をみると、大部分の施設が宮古地区に立地しています。

図 2-31 主な施設の位置図



資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

※医療施設及び教育施設を抽出して表示

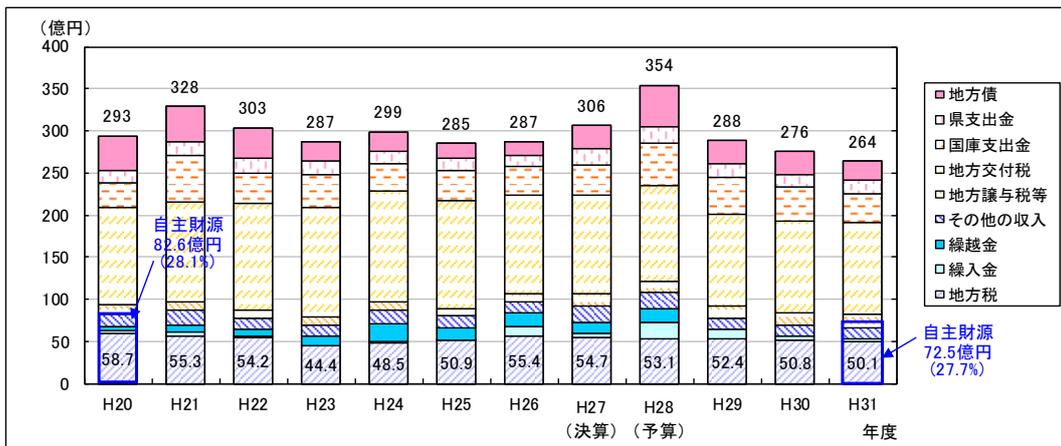
10 財政状況

(1) 歳入・歳出の見通し

本市の歳入の見通しは、平成 31 年度で 264 億円程度と予測されており、現在よりも減少します。

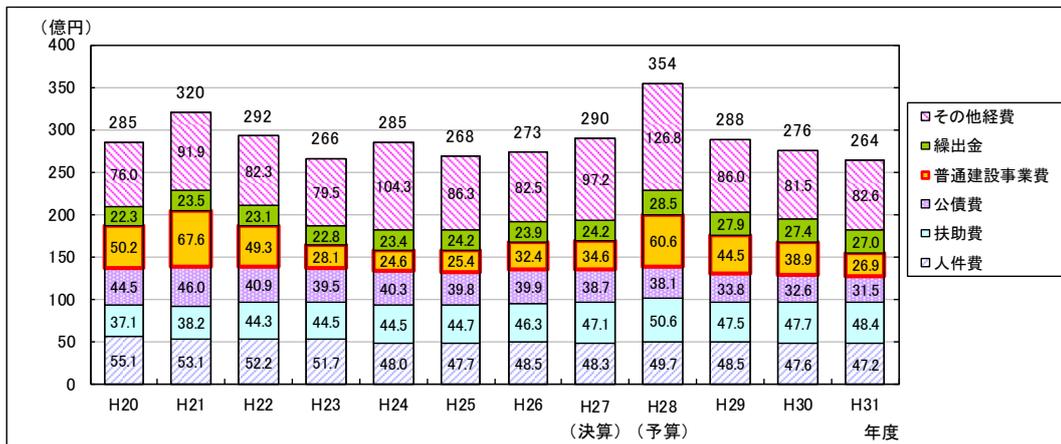
歳出では、歳入の減少と扶助費の増加等によって、普通建設事業費は平成 31 年度には、26.9 億円になると予測されています。このため、今後、インフラ関連事業において、さらなる効率的な整備・運営が必要となっています。

図 2-32 歳入(通常分※1)の見通し



資料：中期財政見通し（平成 28 年 10 月）財政課

図 2-33 歳出(通常分)の見通し



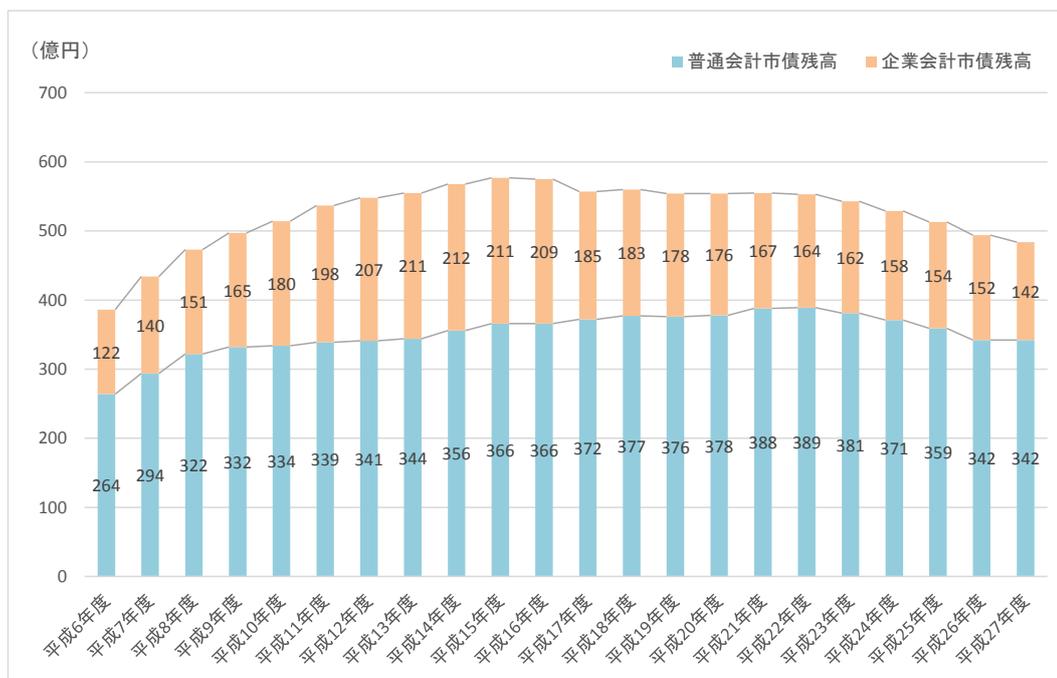
資料：中期財政見通し（平成 28 年 10 月）財政課

※1 通常分：歳入・歳出とも、それぞれの総額から、震災対応分を除いたもの。

(2) 市債残高の推移

本市の市債残高は、平成16年度からは減少傾向にあります。平成6年度と比較すると3割増となっており、低い水準であるとは言えません。また、今後の人口減少・少子高齢化による税収の減少や財政負担も見込まれることから、財政規模に見合った持続可能な都市の経営が求められています。

図 2-34 市債残高の推移



資料：地方財政状況調査・地方公営企業決算状況調査より集計

11 空家・空地・耕作放棄地の状況

(1) 空家の状況

平成 27 年度空家実態調査によると、空家棟数は全体で 686 棟となっています。

沿岸地区は東日本大震災による被災家屋の取り壊しや空家需要の増加により空家率が減少していますが、内陸地区の空家率は高くなっています。

今後、人口減少や高齢化に伴って空家の増加が懸念されます。

表 2-4 空家数

単位：棟、%

区分	全体	宮古地区	田老地区	新里地区	川井地区
全棟数	20,966	17,177	1,012	1,273	1,504
空家棟数	686	357	58	97	174
空家率	3.3	2.1	5.7	7.6	11.6

資料：宮古市空家等対策計画（平成 29 年 3 月）

(2) 中心市街地の空地の状況

平成 22 年度時点で中心市街地の空地は、8.73ha となっています。

人口の減少や卸・小売業の販売額の減少、さらには震災による津波で多くの家屋や事業所等が全壊・半壊などの被害を受けたことから、空地等が増加している傾向にあり、まちなかの活力低下が懸念されます。

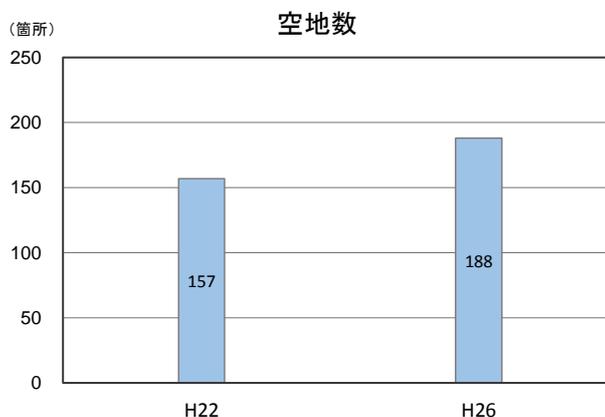
表 2-5 中心市街地における空地の分布状況

単位：ha、%

区分	中心市街地面積	合計	分布		
			低未利用地	駐車場	その他の空地
空地	61	8.73	1.71	6.93	0.09
空地率	—	14.3	2.8	11.4	0.1

資料：H22 年度都市計画基礎調査

図 2-35 中心市街地における震災前と現在の空地の数の変化

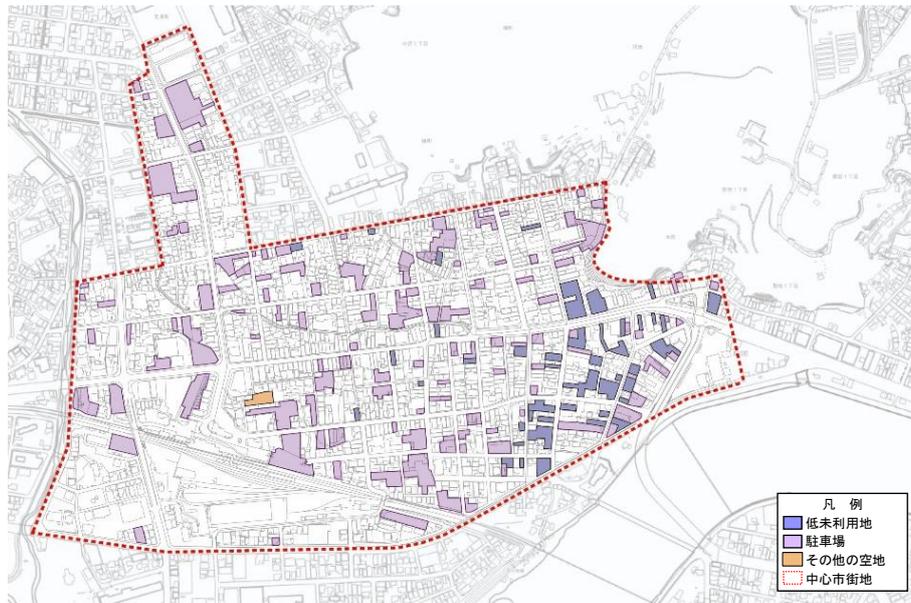


※H22 年は低未利用地と駐車場、その他の空地の合計値

※H26 年は空地等と一般駐車場の合計値

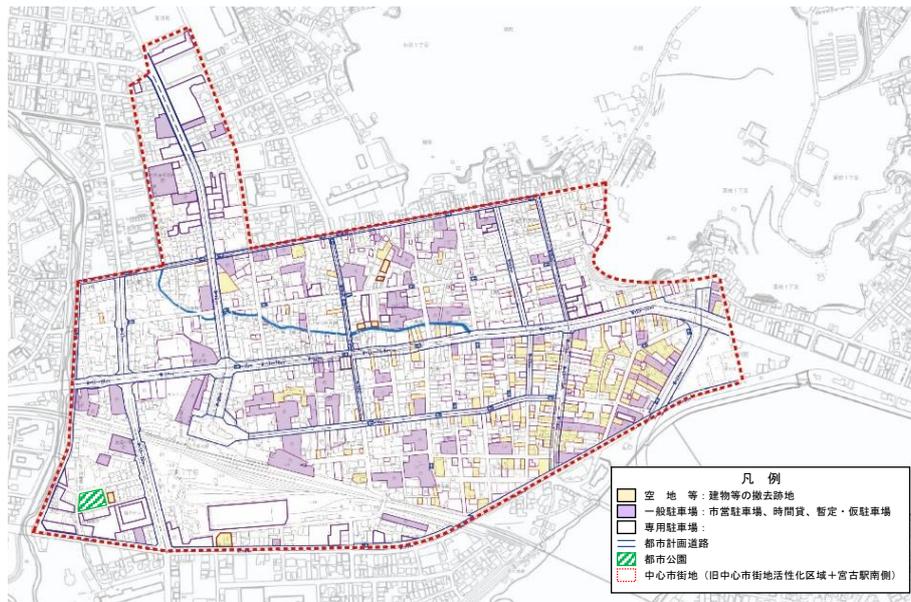
図 2-36 中心市街地の空地・駐車場等の分布状況

■震災前(H22)



資料：H22 年度都市計画基礎調査

■震災後(H26)



資料：中心市街地土地利用状況調査報告書（平成 26 年 3 月）

※2017 Google 地図データをもとに空地等、一般駐車場を加筆修正

(3) 耕作放棄地の状況

平成 27 年時点で耕作放棄地面積は 602ha となっています。農家人口の減少等によって耕作放棄地は増加傾向にあります。

表 2-7 耕作放棄地面積

単位：ha

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27
耕作放棄地面積	129	211	291	492	568	602

資料：農林業センサス

12 「森・川・海」の多彩な地域資源

(1) 自然・観光資源

早池峰山、兜明神岳、区界高原をはじめとする山々、閉伊川、津軽石川などの清流、三陸復興国立公園・三陸ジオパークの中心に位置する浄土ヶ浜や三王岩、ローソク岩などの多くの自然・観光資源があります。

また、木の博物館、閉伊川オートキャンプ場、シートピアなあと、水産科学館などの観光拠点があります。

図 2-37 自然・観光資源図



資料：宮古市ホームページ、観光パンフレット

(2) 農林水産資源

本市は、サケ・サンマ・タラ・アワビ・ウニ・ワカメ・コンブ・カキ・ホタテなどの水産物が豊富で、南部鼻曲がり鮭や重茂・田老のワカメなどは特産品となっています。

農産物では主に、きゅうり・ピーマン・りんどう・小ぎく・リンゴ・乾シイタケの生産が行われています。

また、川井地区では、紫蘇の加工品が特産品となっています。

(3) 天然記念物・文化財

本市には、崎山貝塚などの史跡や特別天然記念物である早池峰山及び薬師岳の高山帯や森林植物群落、天然記念物の日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地や潮吹穴などの国指定の文化財が9件、国登録が2件あります。

また、県指定の天然記念物である佐賀部のウミネコ繁殖地や田鎖神社のブナ・イヌブナ林など県指定の文化財が10件、市指定が101件あり、計122の文化財が市内各地に分布しています。

第2 市民の意向

1 住みやすさ

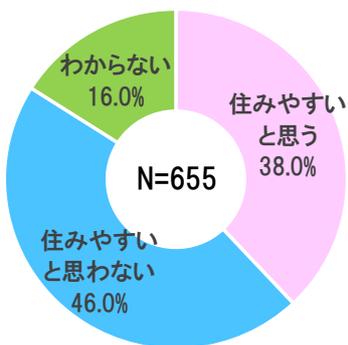
宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に係る市民アンケート調査（以下「総合戦略市民アンケート調査※1」という。）によると、「住みやすいと思う」の38%に対して、「住みやすいと思わない」が46%と全体の約5割を占めています。

「住みやすいと思わない理由」は、「賃金が安い」「まちが都会的でない・賑わいがない」「医療・福祉施設が少ない・遠い・受けにくい」「生活に必要な施設が少なく、買物物が不便」が上位となっています。

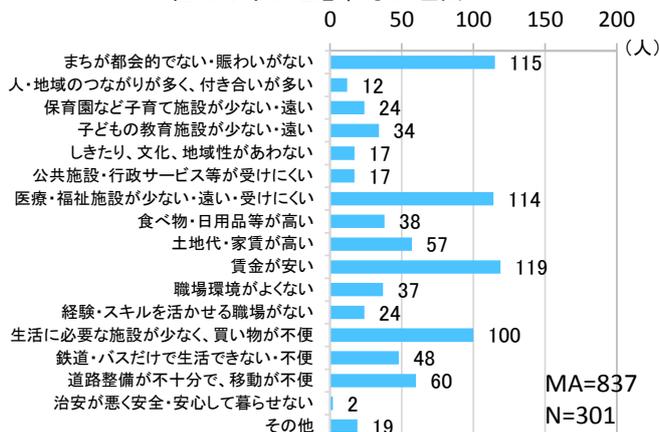
「宮古市に住み続けるために必要な環境・条件」については、「働く場所が多く、安定した収入がある」が突出しています。

一方、「住みやすいと思う理由」は、「自然環境に恵まれているから」が突出し、「食べ物が新鮮で安心でき、おいしいから」「治安が良く安全・安心して暮らせるから」が続いています。

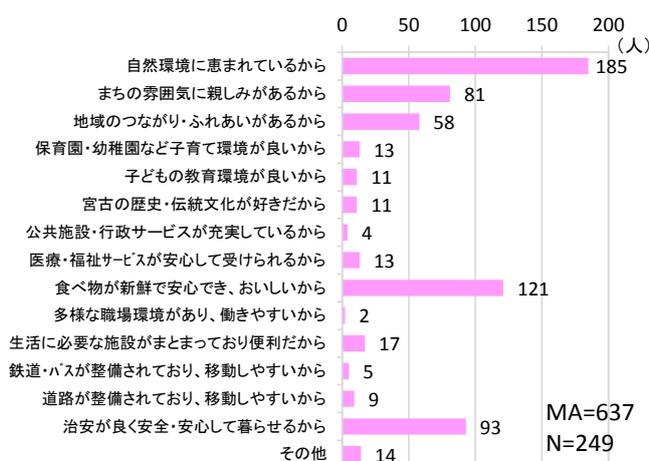
＜宮古市の住みやすさ(市民)＞



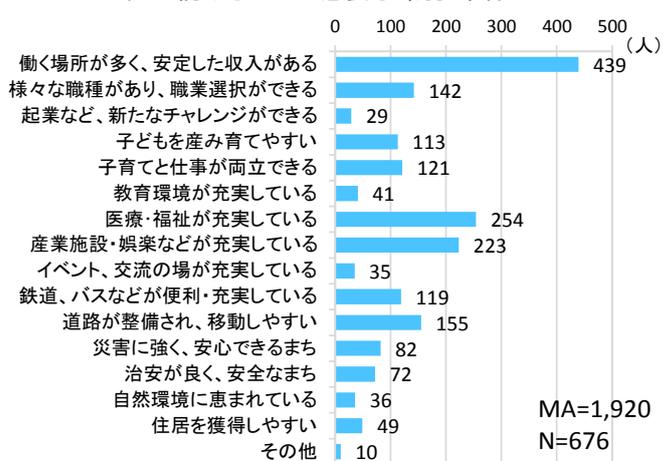
＜住みやすいと思わない理由＞



＜住みやすいと思う理由＞



＜住み続けるために必要な環境・条件＞



資料：総合戦略市民アンケート調査

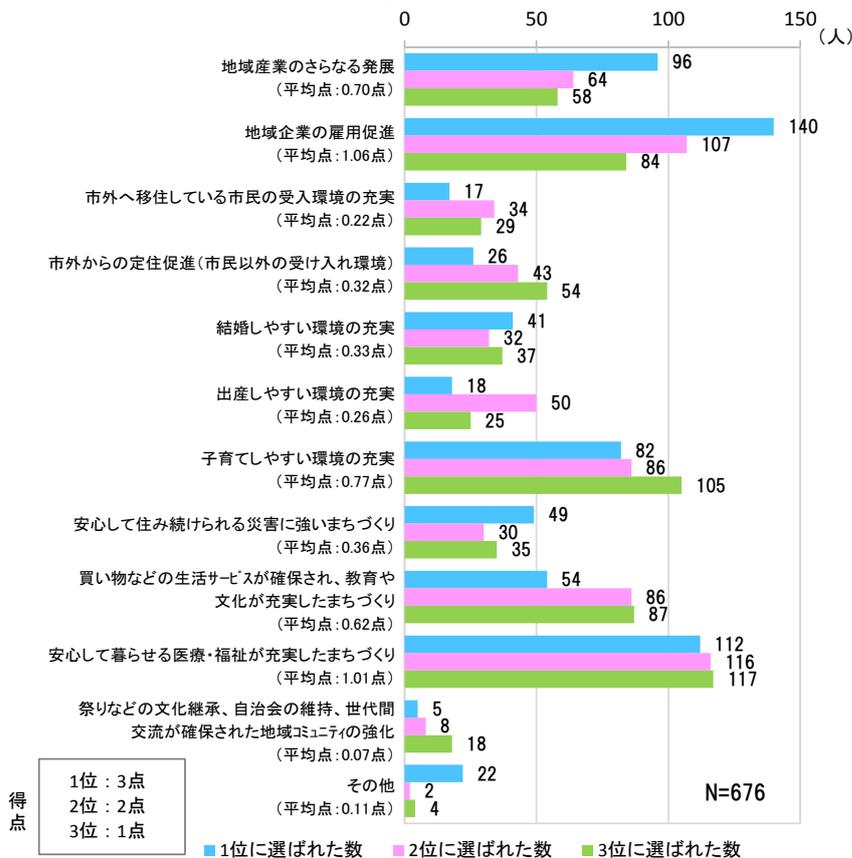
※1 総合戦略市民アンケート調査：宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のため、平成27年11月、市内居住の20～49歳の男女1,800人を対象に実施した。回収数676票。

2 人口減少を克服するための取り組み

総合戦略市民アンケート調査によると、「人口減少を克服するために力を入れるべき取り組み」については、「地域企業の雇用促進」「安心して暮らせる医療・福祉が充実したまちづくり」「子育てしやすい環境の充実」「地域産業のさらなる発展」「買い物などの生活サービスが確保され、教育や文化が充実したまちづくり」の順に高くなっています。

また、「宮古市の魅力や暮らしやすさの向上策として重要だと思うアイデア」について、「公共交通の確保・充実と利用促進」が1位となっています。

＜人口減少を克服するために力を入れるべき取り組み＞



＜宮古市の魅力や暮らしやすさの向上策として重要だと思うアイデア＞

項目	特に重要である	重要である	重要ではない	平均点
公共交通の確保・充実と利用促進	263	338	45	1.34
住宅についての給付・助成・優遇措置	267	309	68	1.31
空き家等の利活用	161	352	127	1.05
定住を促進するための住宅の整備	211	375	53	1.25
U・Iターンに対する給付・助成・優遇措置	185	364	95	1.14
U・Iターンに関する情報発信・相談窓口の設置	192	381	67	1.2
宮古市の魅力発信・創出	195	358	88	1.17
宮古市の魅力の情報発信・PR	213	357	73	1.22
若者が集える場所づくり	259	281	106	1.24

得点
特に重要である：2点
重要である：1点
重要ではない：0点

凡例
■ 重要度ごとの最大値
■ 重要度ごとの最大から2番目
■ 重要度ごとの最大から3番目

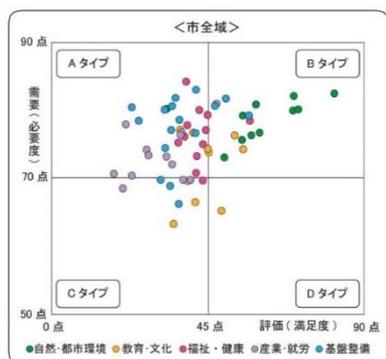
資料：総合戦略市民アンケート調査

3 身近な生活環境への評価

宮古市総合計画後期基本計画の策定に係る市民意識調査（以下「総合計画策定市民意向調査※1」という。）によると、必要度が高く満足度が低いAタイプに分類される施策は、全62項目の半数以上の33項目を占め、「基盤整備」「福祉・健康」「産業・就労」領域の項目が多くなっています。

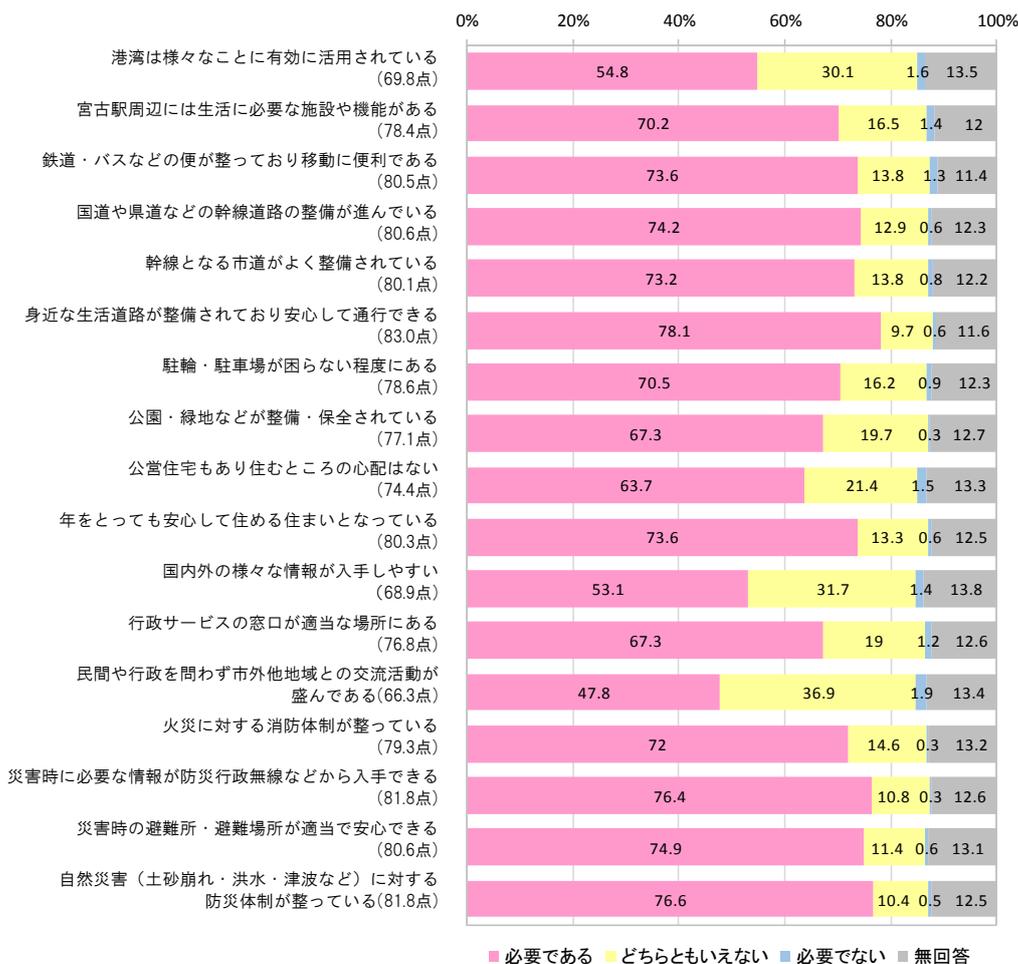
また、「基盤整備の必要度」においては、道路・交通や防災に関する項目が上位となっています。

＜身近な生活環境に対する満足度と必要度＞



＜市全域＞	A	B	C	D
自然・都市環境	0	10	0	0
教育・文化	3	3	3	1
福祉・健康	10	1	1	0
産業・就労	9	1	3	0
基盤整備	11	3	3	0
合計	13	18	10	1

＜基盤整備の必要度＞ 回答数1,185 平均77.6点(前回平均75.5点)



資料：総合計画策定市民意向調査

※1 総合計画策定市民意向調査：宮古市総合計画後期基本計画の策定のため、平成25年11月、市内居住の18歳以上の男女3,000人を対象に実施した。回収数1,185票。

4 今後のまちづくりや市の施策への考え

総合計画策定市民意向調査によると、特に意向が強いのは、「まちづくりは行政と市民が協働で進めるものであり、市民は積極的に参加するべきだ」「産業育成や市内の就労場所の確保を図り、動的で活気のあるまちづくりを進めるべきだ」「地域をよりよい環境にするために住民が主体的に取り組んでいる活動に対して、行政が資金や助言を与えることは必要だ」「公共施設を整備する際は、多少費用がかかっても、環境や景観に配慮したものにすべきだ」となっています。



資料：総合計画策定市民意向調査

第3 社会環境の変化

本計画で踏まえるべき主な社会環境の変化は、次のとおりです。

1 自然災害による危機意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災により海岸部を中心に大きな津波被害があり、また、平成 28 年には、台風 10 号により、市街地を含む広範な区域で浸水被害等が発生しました。近年の集中豪雨の増加に対する懸念も含めて、自然災害に対する危機意識が高まっています。

現在、復旧・復興事業と併せた災害に強いまちづくりが進められていますが、都市基盤・防災施設等のハード面だけでなく、各地域での防災・避難体制強化等のソフト施策も含めて、自然災害における被害を最小限にとどめる減災まちづくりの取り組みを一層進めていくことが求められています。

2 人口減少・超高齢社会^{※1}の到来

平成 26 年に日本創生会議・人口問題検討分科会から、人口減少に対する深刻な懸念が示されました。本市においても、平成 27 年の国勢調査では、56,676 人となり、最も多かった昭和 35 年の 81,093 人と比較して約 3 割以上、減少しています。

また、総人口に占める 65 歳以上の割合は 34%となっており、超高齢社会を迎えています。

現在、活力ある「まち・ひと・しごと」づくりを目指し、地方創生の取り組みが全国で進められていますが、子育て支援環境の充実や地方の大きな課題である雇用機会の拡充、産業振興等を図っていくことにより、出生数の増大や大都市等への若年層等の人口流出を抑制し、人口の確保を図っていくことが求められています。

3 社会資本維持コスト増大への対応と集約型都市構造への転換

人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、限られた財源でまちを持続させていけるような、効率的・効果的な都市経営が強く求められています。

特に、近年、公共施設・インフラ施設等の維持管理コストが増大していることから、今後の財政力に応じて施設の総量削減を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図るための取り組みが進められています。

さらに、行政・医療・福祉・商業等の各種生活サービス機能を有する既存拠点の充実と、それらの拠点を利用しやすい道路・公共交通ネットワークの形成を図る「集約型都市構造」への転換が求められています。

このため、中心市街地等と各地域における複数の拠点を公共交通を基本として有機的に連携させる拠点ネットワーク型の都市構造をもつエコ・コンパクトシティの取り組みや、人口減少・超高齢社会においても、各種の生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせるまちをつくるための立地適正化計画の取り組みが、各地で行われています。

※1 超高齢社会：総人口に占める 65 歳以上の割合が 7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

4 地球環境問題への対応

地球温暖化防止に貢献する環境負荷の少ない低炭素社会^{※1}や循環型社会^{※2}の取り組みを推進するとともに、災害時や外部環境変化に強いまちづくりの観点から、自然環境の保全や再生可能エネルギーの活用促進等の取り組みの推進が求められています。

5 個性を活かすまちづくり

画一的なまちづくりから、地域の個性を重視する傾向に変化してきており、景観法^{※3}、歴史まちづくり法^{※4}等、良好な環境を維持及び向上させる法制度が施行されています。

定住促進を図っていくためには、各地域の資源を有効活用しつつ、個性や魅力を高め、各地域への愛着や誇りを醸成していく取り組みの一層の活性化が求められています。

6 まちづくり活動への多様な参加ニーズの高まり

生きがいつくりや自己実現等のため、地域住民のみならず、ボランティア活動への参加や、NPO^{※5}あるいは企業等の社会貢献活動といった、まちづくり活動への多様な参加ニーズが高まっており、そうしたニーズを適切に受け止め、まちや地域の活性化に活かしていくことが求められています。



災害支援ボランティアによる活動風景



区界高原における企業の森植樹風景

※1 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

※2 循環型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※3 景観法：都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進するための法律のこと。

※4 歴史まちづくり法：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の略称で、神社、仏閣など歴史的価値の高い建造物、歴史、伝統などの良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承するための法律のこと。

※5 NPO：非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

第4 都市づくりの課題

本市の現況と社会環境の変化を踏まえ、都市づくりの課題を次のとおり整理します。

1 人口

(1) 人口減少・超高齢社会に対応した定住環境の充実

- 人口減少に歯止めをかけていくためには、中心市街地や既存市街地等の人口・都市機能集積を活かしつつ、空地・空家等も有効活用しながら、買い物等の生活サービスの充実、地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化など、居住環境の維持・増進により、定住環境の向上を進めていくことが必要です。
- 人口減少・超高齢社会における、医療・保健・福祉の充実、生きがい対策、ユニバーサルデザイン^{※1}の推進や子育て支援など、子供から高齢者まで、生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 持続可能な都市経営の推進

- 人口減少社会における厳しい行財政状況の中にあつて、まちを持続させていくためには、既存ストック（都市機能・基盤、人・企業等）を最大限に活かし、公共施設及び都市基盤等の効率的な維持管理と官民連携の取り組みを活性化しながら、限られた財源を有効な施策に効果的に投資する都市経営が必要となります。

2 土地利用・市街地整備

(1) 市街地の魅力向上と賑わい強化

- 本市の市街地においても、人口減少が進んでおり、産業振興、子育て支援、地域の魅力向上等に取り組むとともに、医療・福祉、商業・業務^{※2}、行政サービスなどの都市機能の確保や、高齢者等が安心して暮らせるよう公共交通と連携して、持続可能なまちづくりを進めることが重要です。
- 宮古駅周辺地区は、都市機能が集積するまちの中心であり、一層の賑わい強化が求められていることから、生活サービスや体験交流機能、回遊性・滞留性の強化等を図っていくことが必要です。
特に、中心市街地拠点施設の供用を契機として、空店舗・空地対策も踏まえた中心市街地の賑わいの再生と、宮古駅の南北や周辺観光施設等と連携した回遊性向上の検討が必要です。
- 宮古港出崎周辺地区は、宮古駅周辺地区と相互の連携強化を図りつつ、広域的な交流拠点として、さまざまな観光・交流・情報発信等の機能強化を進めていくことが必要です。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用することができるデザインのこと。

※2 業務：商業・小売業以外で行われる仕事やサービス業等。

- 地域の拠点については、コンパクトな市街地再生と良好な居住環境の形成、交通結節機能の強化が必要です。
- 工業用地は、新たな産業立地や既存産業の高度化等に際して、業務形態の多様化、人材の確保等の観点から、業務・情報・流通・商業等の多様な施設への近接性が重視される傾向があり、その立地特性に応じた用途地域の見直しが求められています。

(2) 防災集団移転促進事業による移転元地等の土地利用

- 防災集団移転促進事業の移転元地や周辺の土地については、産業関連施設などの用地としての利活用が求められています。

3 道路・交通

(1) 広い市域を支える交通ネットワーク等の充実

- 合併による市域の拡大や少子高齢化が進展する中で、市庁舎・出張所・保育所などの行政サービスの利用や、通院・買い物等の移動手段である公共交通の確保が重要となってきました。
- 公共交通のニーズの変化や持続的なサービスのあり方、道路網整備との連携等に留意しつつ、高齢者等が車に過度に頼ることなく、移動しやすい交通環境の充実を図っていくことが必要です。
- 三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路等の整備促進や、宮蘭フェリー航路を活かして、広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図っていくことが求められています。

(2) 長期未着手の都市計画道路の再検討

- 本市の都市計画道路の整備率は、整備中の道路を含めると 92.8%になっている一方で、宮古港線（末広町通り）などの中心市街地の道路が長期未着手の状態となっています。
- 三陸沿岸道路や北部環状線等の整備により道路ネットワークが強化され、市街地の将来交通量が大きく減少することが予測されます。
- このことから、市内中心部を通る道路については、人口減少や超高齢社会の進展に伴い、車優先から歩行者・自転車・公共交通を重視した、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路への転換が求められています。

(3) 道路施設の安全性の確保

- 膨大な延長を有している道路等を、限られた予算で効率的に維持管理していくためには、交通量なども勘案し、予防保全に重点を置いた計画的な維持管理が求められています。

4 産業

(1) 活力ある産業の育成

- 若年層の流出や人口減少速度の抑制につなげていくためには、多様な雇用機会の拡大と産業競争力の強化が重要であり、豊かな自然資源を活かした1次産業の強化や6次産業化への誘導、地域に根差した産業の育成、観光産業のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- 業務・流通系への土地利用転換がみられる磯鷄地区、産業集積が進む宮古港（藤原・神林地区）などについては、フェリー就航に対応した港湾機能の拡充や地区の特性に応じた用途地域等の見直し検討が必要です。
- 田鎖工業団地については、産業構造の変化に対応した用途地域等の見直しや必要に応じて基盤整備の検討が必要です。
- 東日本大震災の発生に伴い、内陸部への立地意向が高まることが予測されることから、広域道路網の整備を踏まえた工業立地のあり方を検討することが必要です。

(2) 工業・物流環境の形成

- 港湾やインターチェンジ周辺の工業用地等においては、三陸沿岸道路などの広域交通ネットワークや港湾機能を活かすことが必要です。
- 産業構造の変化に伴う土地利用転換を図るため、新たな産業誘致や物流活動の活性化等を進めていく必要があります。
- フェリー就航に対応した港湾機能拡充と「ひと」と「もの」の交流拡大や産業の活性化が必要です。
- 企業誘致に向けて、新たな工業用地を確保するための調査・検討が必要です。

(3) 中心市街地の商店街における商業機能の充実・強化

- これまでの商店街は、物品販売等によって賑わってきましたが、インターネット販売などによる購買機会の多様化や人口減少などにより、販売額が減少しています。
- このような背景を踏まえて、中心市街地の商店街には、「もの」を売るだけでなく、人が住み、育ち、働き、楽しい時間と空間を過ごすことができる「こと」への変換が求められています。

5 住宅

(1) 公営住宅の適正管理

- 公共施設再配置計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、建替え、改修、維持管理や管理戸数の適正化が必要です。

(2) 空家の有効活用方策の検討

- まちなか居住の推進のため、空家・空地の有効活用方策の検討が必要です。

6 生活関連施設

(1) 安全・安心・安定した水の供給

- 安全な水を供給するため、適切な浄水方法の採用が必要です。また、水質管理体制の強化が必要です。
- 災害に強い水道を目指すため、施設の強靱化が必要です。
- 安定した水を供給するため、良質な水源の確保と施設・管路の健全性の確保、監視体制の強化が必要です。

(2) 衛生的な水環境の確保

- 下水道は、生活環境の改善や公共用水域^{※1}の水質保全のための重要な社会基盤であり、管路や施設の長寿命化が必要です。
- 公共下水道区域外での生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、浄化槽の設置促進が必要です。
- 下水道事業の整備効果を高めるため、整備済みの地域における下水道への接続の促進による水洗化率の向上が必要です。

(3) 通信インフラの充実

- 情報通信技術の進展に伴って、生活利便性が向上する一方で、情報通信システムへの対応の遅れや、地域間での情報基盤格差などが生じており、対応が求められています。
- Wi-Fi^{※2}環境など次世代社会に対応した通信インフラの整備が求められています。

(4) 公共施設の適正配置

- 多くの公共施設が高度経済成長期に整備されており、これらの施設が一斉に老朽化し、更新時期を迎えつつあります。
- 少子高齢化や人口減少の進展により、利用者の減少やニーズの変化も想定されることから、限られた財源で、どのように施設更新を進めていくかが求められています。
- 宮古市・田老町・新里村・川井村の合併に伴い、地域間で機能の重複やサービス水準の差が生じており、市域全体で公共施設の再配置を効率的に進めていく必要があります。

※1 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠（主に給排水を目的として造られる水路のうち、小規模な溝状のもの）、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。ただし、下水道は除く。

※2 Wi-Fi：Wi-Fi Alliance という団体に認証された、無線 LAN の認定規格の一つ。

7 防災

(1) 東日本大震災からの希望ある発展と災害に強い都市づくり

- 東日本大震災からの復興を推進するとともに、さまざまな復興基盤を活かし、より一層各地域の活性化を進めていくなど、希望ある発展へとつなげていくような取り組みを仕掛けていくことが必要です。
- 震災の教訓を活かしつつ、風水害や地震、津波等の自然災害に対する予防対策や、避難所・都市基盤等の耐震化、市街地における火災の危険性の低減、地域防災・避難体制の強化等を図り、災害に強い都市づくりを進めていくことが必要です。

(2) 安全・安心な生活環境確保のための河川等の浸水対策

- 平成 28 年 8 月の台風 10 号により大きな被害があった閉伊川流域、旧山口川等については、安全・安心な生活環境確保のための浸水対策が求められています。



台風 10 号による浸水被害の状況

- 中心市街地や藤原地区等は、標高が 1m 未満のところがあり、大雨による河川の背水等の影響により市街地内の雨水排水が困難となるおそれがあることから、浸水対策を講じていくことが必要です。

図 2-39 数値標高モデル(標高 5mメッシュ)



資料：国土地理院基盤地図情報（平成 28 年 5 月）

8 医療・福祉

(1) 医療・福祉の充実

- 2次医療機関である県立宮古病院を中心として、地域の保健・医療施設等の連携が図られており、より効率的・効果的な医療を提供する必要があります。
- 子供や高齢者及び障がい者をはじめ、すべての人が利用しやすい環境を整えるため、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、ひとにやさしいまちづくりを進める必要があります。
- 超高齢社会の到来に伴う地域課題にきめ細やかに対応するため、身近な日常生活圏域^{※1}を基本区域として地域包括支援センターを充実させていく必要があります。

9 歴史・文化・観光

(1) 多彩な地域資源を活かした観光交流の活性化

- 本市は、閉伊川の源流から河口までが一つの市域の中にあるという特徴を持ち、この自然環境がもたらす「森・川・海」の多彩な地域資源により、観光や地場産業の振興、交流人口の拡大などが期待されます。この豊かな自然を保全するとともに、積極的に活用していくことが求められています。
- 本市の観光客入込数は、減少傾向にあることから、来訪者ニーズに合わせた新たな観光プランの開発や周辺都市との連携により、回遊性や滞在性を高めることが求められています。
- 自然・農林水産業・歴史文化等の地域資源を活かした体験・学習・交流環境の充実、各資源の連携による回遊・滞在型の観光プログラムの強化等により、交流人口の拡大や、市民の地域への愛着・誇りの醸成と若年層の定住促進、若年層やアクティブシニア層^{※2}のU・Iターン^{※3}の誘発につなげていくことが必要です。

※1 日常生活圏域：介護保険法に定める市町村介護保険事業計画で設定する区域。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、本市は、中学校区を単位とした11区域に設定している。

※2 アクティブシニア層：自分なりの価値観をもち、定年退職後も、趣味やさまざまな活動に意欲的な、元気なシニア層のこと。

※3 U・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方に移住する形態を指す。

10 都市環境・景観

(1) 景観形成による魅力創造

- 本市の最大の魅力は、「森・川・海」の豊かな自然環境であり、今後も継続的な保全と自然との触れ合いの場としての活用が求められています。
- 市街地については、幹線道路、河川等の都市の空間を活用した景観の創造や商業地、住宅地等の市街地における地域の特性を活かした景観の形成が求められています。
- 農山漁村地域については、それぞれの地域特有の景観が残されており、地域の魅力をさらに高めることができる景観資産としての活用が求められています。
- 市民の憩いの場を充実させるため、身近な緑を守り、活用していくことが必要です。

(2) 都市公園の整備

- 都市公園は、立地条件やコミュニティの形態に配慮し、子供から高齢者までが健康増進や憩い、やすらぎを感じられるの場として整備していくことが必要です。

11 自然環境

(1) 自然環境との共生

- 自然環境との共生や恵みを活かした産業、文化なども大きな特徴であることから、市民や多様な関係者が良好な自然環境等を守る仕組みづくり、地球環境・自然環境との調和に留意した再生可能エネルギー^{※1}の活用促進や資源循環等の取り組みを推進していくことが必要です。

12 市民参画と協働

(1) 市民参画と協働によるまちづくり

- 市民満足度の高いまちづくりを進めていくためには、市民参画の促進により、よりよいまちづくりへの理解と意識を高めていくことが大切です。
- まちづくりを有効に進めていくためには、安全で住みよい環境整備とともに、地域課題の解決や、まちの魅力の向上に繋がる活動を住民自らが取り組むなど、市民協働のまちづくりを一層推進していくことが必要です。
- ボランティア活動やNPOあるいは企業の社会貢献活動など、まちづくり活動への参加ニーズの高まりに対して、多様な参加ニーズに対応した活動機会の創出や連携体制の構築が必要です。

※1 再生可能エネルギー：永続的に利用することができるエネルギー源のことで、太陽光や風力、バイオマス（生物資源）などがある。